

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-01-01		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	民生委員推薦会費		部課名	福祉部福祉推進課	課長名	吉野		
			担当者名	白井	内線	2614		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-03-01	民生委員推薦会費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成	21年度	根拠	民生委員法・施行令、荒川区民生委員推薦会設置要綱、東京都民生委員児童委員選任要綱				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	13	福祉の基盤整備					
目的	民生委員法及び東京都民生委員・児童委員選任要綱に定められた選任要件を満たし、地域住民の良き相談相手として、また、必要に応じて行政・関係機関との橋渡しなど、支援を熱意を持って活動できる民生委員候補者を選出する。							
対象者等	民生委員推薦会委員14名（うち、委員報酬支払対象者は12名）、任期3年 [任期：平成28年10月1日～平成31年9月30日]							
内容	<p>民生委員・児童委員の3年に1度の一斉改選及び欠員が生じた場合、適宜推薦会を開催し候補者を決定するとともに、東京都知事あてに推薦する。厚生労働大臣からの民生委員の委嘱日は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都社会福祉審議会民生委員審査分科会で審査対象とする候補者※ 年4回[4・7・10・1月期]（一斉改選年度は、年3回[4・7・12月期]） ○ 東京都社会福祉審議会民生委員審査分科会で審査を省略する候補者 年12回[毎月] <p>※審査対象とする候補者「要説明者」に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ①常勤の被雇用者 ②現住所在住3年未満の者 ③担当区域（隣接区域を含む）外居住者 ④元民生委員 ⑤民生委員協議会出席率60%未満の者（一斉改選時の再任者） ⑥活動記録提出率80%未満の者（一斉改選時の再任者） 							
経過	昭和21年10月「方面委員令」と「民生委員令」の制定により民生委員の公平かつ民主的な人選を図るために設けられた組織である。昭和23年7月「民生委員法」の公布、昭和28年8月改正により、民生委員推薦会の組織改正、平成25年6月改正により推薦会委員の要件等の改正が行われた。							
必要性	法令に基づき必置である。							
実施方法	(1直営) (直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員)							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み		目標値(38年度)
	①	委員現員数（人）	215	209	213	215	215	民生・児童委員数
	②	充足率（%）	100	97.2	99.0	100	100	委員実績数÷委員定数
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
30年度		31年度						
継続	継続		法定事務事業であり、民生委員・児童委員を確保するうえで必要である。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		263	422	286	354	4,781	355	355
決算額(30年度は見込み)		130	422	283	151	3,370	137	355
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名(30年度は見込み)								
開催回数(回)		2	6	3	2	5	2	3
委員報酬(単価：円)		6,900	6,900	6,900	6,900	6,900	6,900	6,900
民生委員・児童委員数(年度末)		200	199	200	200	194	200	200
主任児童委員数(年度末)		15	14	15	15	15	14	14
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報酬	委員報酬	338	報酬	委員報酬	131	報酬	委員報酬	332
需用費	当日賄い	11	需用費	当日賄い	4	需用費	当日賄い	9
役務費	人材派遣、郵便料	3,016	役務費	郵便料	2	役務費	人材派遣、郵便料	4
使用料等	使用料及び賃借料	4	使用料等	使用料及び賃借料	0	使用料等	使用料及び賃借料	10

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	28年度	29年度	差額		28年度	29年度	差額	
行政費用	給与関係費	7,730	5,877	▲ 1,853	地方税	0	0	0
	物件費	3,032	6	▲ 3,026	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	356	137	▲ 219
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	356	137	▲ 219
	賞与・退職給与引当金繰入額	2,444	599	▲ 1,845	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 12,850	▲ 6,345	6,505
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	13,206	6,482	▲ 6,724	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 12,850	▲ 6,345	6,505
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 12,850	▲ 6,345	6,505	

備考

平成28年度の物件費には一斉改選の事務量増加による労働者派遣契約費用が含まれている。平成29年度は、一斉改選の翌年度で推薦会の開催回数も少ないため、前年度に比べ、行政費用が減となっている。

問題点・課題

○地域の身近な相談相手で、行政や専門機関への「橋渡し役」である民生委員の役割が大きくなっている。民生委員が関わる事項は多様かつ複雑化し、業務量が年々増加傾向にある。地区によっては候補者が挙がらず、適任者の確保が難しくなっている。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	後任候補者の選定が各地区の状況に適した方法で実施されるよう、各地区協議会との連携を密にする。	後任候補者の選定の際、該当地区会長及び前任者を中心とした積極的な働きかけにより、切れ目なく後任を確保することができた。	日頃から地域における継続的な呼びかけや地域活動での関わり等から、潜在的な適任者の掘り起しを図る。
②	一度の会議により多くの候補者について審議を行う等、効率的に開催を行う。	あらかじめ期日(推薦会日程)を意識し関係諸機関に働きかけることにより、一度の会議で複数の候補者の審議を行うことができた。	効率的な推薦会運営のために、地区協議会や関係諸機関との連携を意識しながら、事務局で継続的なフォローアップを行う。
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会(要旨)状況	平成23年三定 民生委員のなり手不足について

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-01-02	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	民生委員活動費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	吉野			
		担当者名	原田	内線	2616			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-04-01	民生委員活動費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成	21年度	根拠	荒川区民生委員・児童委員及び協力員に対する活動費及び事務費の支給要綱				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	13	福祉の基盤整備					
目的	民生委員・児童委員の活動に要する活動費・事務費の支給及び協議会に対する補助金を交付するとともに、協議会の運営を支援することによって、全ての委員が地域の福祉問題に適切に対応していくための環境を整える。							
対象者等	<input type="radio"/> 民生委員・児童委員：定数215名（地区会長7名（うち1名を全体の会長とする）・一般委員193名・主任児童委員15名） <input type="radio"/> 民生・児童委員協力員：定数21名（1地区民児協に対し3名まで）							
内容	1 活動費・事務費の支出、協議会運営等に要する費用の負担 民生委員・児童委員に対し、交通費等の活動費11,300円/月（都8,600円+区上乗せ分2,700円）を民生・児童委員協力員に対し、4,300円/月を4ヶ月毎に支給する。民生委員・児童委員に対して連絡通信費等の事務費2,500円/年を年度当初に支給する。また、協議会運営等に要する費用に対して補助を行う。 2 協議会の主要事業 (1) 民生委員・児童委員協議会を7地区（南千住東・南千住西・荒川・町屋・東尾久・西尾久・日暮里）で月1回開催。民生委員活動について、委員相互での意見交換・情報共有を行う。 (2) 7つの専門部会（児童福祉・障がい者福祉・生活福祉・高齢者福祉・子育て支援・主任児童委員・広報）による部会活動を実施。各専門部会で、福祉についての意見交換や研修を実施する。施設見学等の全体研修会を年に1～2回実施する。広報部会では機関紙「みんきょう」を年に2回発行する。							
経過	<input type="radio"/> 民生委員・児童委員数は、平成30年6月1日現在で214名（南千住東地区25名、南千住西地区29名、荒川地区34名、町屋地区30名、東尾久地区27名、西尾久地区25名、日暮里地区44名）。民生・児童委員協力員数は4名（荒川地区3名、西尾久地区1名）。 <input type="radio"/> 民生委員・児童委員協議会に対する管外視察研修補助金については、平成15年度～22年度には一名当たり5,000円を支給していたが、23年度から一名当たり8,000円に増額した。							
必要性	民生委員・児童委員及び民生・児童委員協力員の諸活動における必要経費（交通費、連絡通信費、毎月の会議にかかる経費、福祉制度に関する知識を習得するための各種研修の参加費用等）に対する支援の必要性は高い。							
実施方法	（ <input type="radio"/> 直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み		目標値(38年度)
	①	充足率(%)	100	97	99	100	100	
	②	民児協出席率(%)	89	91	92	100	100	
③	相談支援件数(件)	2,221	1,775	1,566	1,670	2,221		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
30年度		31年度						
推進		推進						
急速に少子高齢化が進展するなど、地域福祉を取り巻く環境が変化し続ける中で、地域福祉の担い手として、多様化する課題解決の一翼を担う民生委員・児童委員への支援は必要である。								

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		33,968	35,065	34,168	34,258	35,466	34,242	35,156
決算額(30年度は見込み)		33,413	34,144	32,996	33,587	34,293	33,104	35,156
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名(30年度は見込み)								
民生委員・児童委員数(年度末)		215	213	215	215	209	213	214
協力員数(年度末)		6	6	5	5	5	4	4
民生委員協議会開催日数		53	53	53	53	53	53	53
相談・支援件数(延べ)		3,725	3,053	2,497	2,221	1,775	1,566	1,670
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報償費	活動費	29,821	報償費	活動費	29,843	報償費	活動費	30,590
旅費	管外研修職員参加旅費	9	旅費	管外研修職員参加旅費	11	旅費	管外研修職員参加旅費	11
需用費	民生委員協議会賄い等	1,211	需用費	民生委員協議会賄い等	246	需用費	民生委員協議会賄い等	602
役務費	郵送料、筆耕委託料、保険料等	111	役務費	郵送料、筆耕委託料、保険料等	150	役務費	郵送料、筆耕委託料、保険料等	212
使用料等	合同民協会場使用料	75	使用料等	合同民協会場使用料	74	使用料等	合同民協会場使用料	111
負担金補助等	事業補助金、管外研修補助金	3,065	負担金補助等	事業補助金、管外研修補助金	2,780	負担金補助等	事業補助金、管外研修補助金	3,230

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	28年度	29年度	差額		28年度	29年度	差額	
行政費用	給与関係費	10,164	10,534	370	地方税	0	0	0
	物件費	1,406	480	▲ 926	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	24,410	23,598	▲ 812
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	32,887	32,624	▲ 263	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	24,410	23,598	▲ 812
	賞与・退職給与引当金繰入額	3,361	1,098	▲ 2,263	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 23,408	▲ 21,138	2,270
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	47,818	44,736	▲ 3,082	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 23,408	▲ 21,138	2,270
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 23,408	▲ 21,138	2,270	

備考

行政費用では補助費等が32,624千円を占めており、その内訳は、民生・児童委員及び協力員に対する活動費として29,843千円、民生・児童委員協議会に対する補助金として2,780千円である。

問題点・課題

○高齢者・障がい者・子育て世帯・生活困窮者等にとって、民生委員・児童委員は地域の身近な相談相手であり、専門機関への「橋渡し役」として活動している。社会構造が複雑化し、困難ケースも増えるなかで民生委員・児童委員活動の重要度が増すとともに各委員への負担感も年々増大傾向にある。加えて、今年度は東京の民生委員制度創設100周年であり、これを機会に民生委員制度を広く地域に周知させ、各委員が活動を行いやすくする必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	一斉改選後の新任民生委員・児童委員へのフォローアップに力を入れる。新任研修や日頃の活動に対するサポート強化も実施していく。	区、都及び都民連が実施する研修への積極的な参加を促し、委員活動に必要な知識の習得・相談技術の向上に努めた。	部会活動のさらなる促進を図っていく。様々な知識習得に向け、実りある会議や全体会を実施できるようサポートを行う。
②	今年度は民生委員制度創設100周年を迎えるため、毎年行う民生委員の日PRブースの展示物を一新させる。	民生委員の活動を区民にわかりやすく周知するため、PR展示パネルを一新した。	平成30年は東京の民生委員制度創設100周年のため、記念事業を行う。民児協と密に連携を取り、記念事業の内容を充実させる。
③			

他区の実況	(実施 11 区 未実施 11 区 不明 0 区)			
		<ul style="list-style-type: none"> 活動費を上乗せしている区：11区(千代田・中央・港・文京・台東・目黒・大田・渋谷・北・練馬・葛飾) 活動費とは別に、協議会への補助金という形で上乗せ分を支出している区：3区(新宿・品川・江東) 		

況(要旨)	議(要旨)
平成23年三定	民生委員はどのような仕事をし、一人当たりどれだけの世帯数を担当するのか。また、適任者の確保が難しい中、定数や定年制をどのように考えていくのか。さらに、OBの方々の力を活用するべきではないか。

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-01-03	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	応急資金貸付事業	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	吉野		
		担当者名	関沢	内線	2614		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-05-01	貸付金					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成	45年度	根拠	荒川区応急資金貸付条例、同施行規則			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	13	福祉の基盤整備				
目的	緊急に必要とする費用の調達が困難な者に対し、資金を貸付けることにより、その生活の安定と生活意欲の増進を図る。						
対象者等	災害、傷病その他区長が定める理由により緊急に資金を必要とする成年に達している区民。						
内容	<p>1 資格要件 (1) 他から資金を借りることが困難なこと (2) 荒川区に引き続き3ヶ月以上居住していること (3) 世帯の生計中心者であること (4) 貸付資金の返済が確実であること (5) 現にこの資金の貸付を受けていないこと</p> <p>2 応急に必要な費用の種類と貸付限度額 (1) 30万円まで（一般）償還期限2年6ヶ月 ①災害等により住宅・家財に被害を受けた為に要する費用 ②傷病の治療に要する費用 ③就職、修学、出産、冠婚葬祭に要する費用 ④区内転居のために要する費用 ⑤生活必需品の購入費用 ⑥親族の看病、冠婚葬祭等やむを得ない理由による旅行に要する費用 ⑦居住家屋の賃貸契約更新のために要する費用 (2) 60万円まで（特認額）償還期間3年4ヶ月 (1)①から④に掲げる費用が30万円を越えると認められたとき (3) 違約金 最終償還期限までに貸付金を返還しない時は、償還すべき金額につき年10.95%の割合をもって違約金を加算する。</p>						
経過	昭和45年4月 応急小口資金貸付事業開始 平成 2年4月 保証人不要の3万円貸し付け実施 平成 3年4月 応急資金貸付事業に名称変更。医療費、災害等に必要経費を60万円に増額 平成 6年4月 一般貸付の限度額15万円を30万円に増額。特認の枠を一律60万円に変更 返済期間を最大40ヶ月以内に延長 平成22年度 荒川区債権管理条例の制定に伴い、滞納整理の強化。調査業務委託（8月～12月）により、台帳の整備及び借受人への意思確認による不納欠損処理の実施（債権放棄・時効の援用）						
必要性	生活の安定と生活意欲の増進を図るため一定の必要性はあるが、社会福祉協議会において緊急小口資金貸付（限度額10万円）や生活福祉資金（上限額50万円～150万円程度）など同様な貸付制度があり、また貸付けの相談・申請も減少しているため、今後の状況を見ながら廃止の検討を行う。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）						
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み	
	①						
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
30年度	31年度						
継続	継続	現状の規模で継続する。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		1,276	900	900	900	900	900	900
決算額(30年度は見込み)		350	0	0	300	0	0	900
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名(30年度は見込み)								
貸付件数 一般		1	0	0	1	0	0	1
貸付件数 特認		0	0	0	0	0	0	1
貸付残高件数(各年度末現在)		84	69	64	64	58	49	44
貸付残高金額(各年度末現在)(千円)		13,677	12,041	11,400	10,919	10,346	9,319	8,625
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
貸付金	応急資金貸付金	0	貸付金	応急資金貸付金	0	貸付金	応急資金貸付金	900

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	28年度	29年度	差額		28年度	29年度	差額	
行政費用	給与関係費	924	1,183	259	地方税	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	325	496	171	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	306	123	▲183	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲1,555	▲1,802	▲247
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	1,555	1,802	247	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲1,555	▲1,802	▲247
特別費用(g)	0	293	293	特別収入(f)	1,081	0	▲1,081	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	1,081	▲293	▲1,374	当期収支差額(e)+(h)	▲474	▲2,095	▲1,621	

備考

当初算定していた不納欠損引当金452千円に対し、不納欠損額が745千円と多くなったため、不納欠損引当金の不足額を特別費用として293千円計上している。

問題点・課題

○毎年滞納者へ現況調査・督促を実施しているが、借受人が自己破産、生活保護受給者又は死亡となった場合など返還の見込みのないケースが多い。○荒川区債権管理条例に基づき、滞っている債権について意思確認書により不納欠損処理を実施しているが、時効対象の債権が残っているため引き続き意思確認を行い不納欠損処理等を実施する必要がある。○税及び保険料の滞納者、多重債務者から相談が多く、新規の貸付決定が26年度は0件、27年度は1件、28年度及び29年度は0件と少ない状況にある。○緊急小口資金や生活福祉資金など社会福祉協議会において同様の貸付事業があるため、今後の状況を見ながら廃止の検討をする。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	時効を迎えていない者の現在状況調査及び督促状の送付を行い、反応がない場合は訪問調査を行う。	時効を迎えていない債務者に対して効果的に督促を行うために、区内在住者に直接訪問し、返済の再開へとつなげた。	時効を迎えていない者のうち、区内在住者には引き続き個別に訪問し、督促を行う。
②	新たに時効の対象になる者の現在状況調査を行うとともに、意思確認書にて返済の意思を確認する。	より効果的に債務者の意思を確認するために、区内在住者には個別に訪問し、意思確認書の回答率アップにつなげた。	意思確認書について、区内在住者は個別訪問、区外在住者は電話等により返送を促して回答率を上げ、滞納整理を進める。
③	引き続き滞納整理を行う。	時効を迎えた債務者の整理だけでなく、返済の意思がある者からも可能な限り回収することを目的として、督促及び意思確認を実施した。	返済中の債務者に対し、定期的に連絡を取り、返済が滞ることがないように、計画的な返済を指導していく。

他区の実況	(実施 21 区 未実施 1 区 不明 0 区)
況(要旨)	※実施機関が社会福祉協議会の区は次の6区。港、新宿、墨田、江東、品川、葛飾 文京区は20年度より廃止
議(要旨)	

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-01-04	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	行旅死亡人等取扱費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	吉野		
		担当者名	関沢	内線	2614		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-07-01	行旅死亡人取扱費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成	22年度	根拠	行旅病人及行旅死亡人取扱法第7条			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等	墓地、埋葬等に関する法律第9条			
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	13	福祉の基盤整備				
目的	<p>行旅中に死亡した身元不明者及び身元引受人のいない遺体を引き取り、埋火葬及び遺骨遺留金品の保管等を行うことで、公衆衛生社会秩序を保持する。また、日本国内に滞在中の外国人が緊急に入院し、医療費等の支払いに困窮するときは、人道上、国際道義上の観点から、医療費給付等により救護を行うことを目的とする。</p>						
対象者等	<p>1 行旅病人…旅行中に病気などで、入院治療を要する状態に陥りながら、療養の途を有せず、かつ救護者がいない者。（短期滞在の外国人のみ） 2 行旅死亡人等…葬祭を執行する者がいない又は判明しない死亡人</p>						
内容	<p>1 行旅病人の取扱い…行旅病人の認定は、区の実態調査に基づき東京都が判断する。救護は行旅病人を医療機関に入院させて行い、救護に要した費用は被救護者・扶養義務者の負担とする。費用の弁償が得られないときは、東京都へ請求する。 【行旅法第2条（市町村長の救護義務）行旅病人はその所在地市町村長これを救護すべし】 2 行旅死亡人等の取扱い…身元不明の死亡人、身元判明者で引取人のいない死亡人の埋火葬を行い、相続人・扶養義務者を調査し、関係者に通知する。死亡人の取扱いに要した費用を請求する。 【行旅法第7条（行旅死亡人の埋葬、火葬）行旅死亡人あるときはその所在地市町村長はその状況、顔かたち、遺留物件、その他本人の認識に必要な事項を記録したる後その死体の埋葬又は火葬をなすべし】 【墓埋法第9条（市町村長の埋葬又は火葬の義務）死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長がこれを行わなければならない】</p>						
経過	<p>行旅病人の取扱いについて平成2年度まで、緊急の場合に限って外国人の行旅病人に生活保護法を準用してきたが、その後、厚生省から生活保護法の準用を禁じる指示が出される。 平成4年6月15日付福保第335号により東京都から「行旅病人の救護の再開について」の通知を受理する。その骨子は、近年、生活保護の対象とならない行旅病人（短期滞在の外国人）が生じるようになったので、これらの者について行旅法による救護を再開し、都は、法第5条に規定する費用の弁償に応じることを決めたものである。</p>						
必要性	法令等に基づき実施する事務事業である。						
実施方法	（ <input type="radio"/> 直営 <input type="radio"/> ） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)	
	①						
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
30年度	31年度						
継続	継続	行旅病人及び死亡人取扱法等に基づき、現状の規模で実施する。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		2,184	2,955	2,983	2,641	3,753	4,191	3,552
決算額 (30年度は見込み)		1,896	2,509	1,984	2,283	3,432	3,833	3,552
実績の推移	事項名 (30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	【取扱件数】							
	官報掲載	1	2	0	2	2	1	2
	行旅死亡人等	19	19	16	19	28	30	36
行旅病人	0	0	0	0	0	0	1	
予算・決算の内訳								
平成28年度 (決算)			平成29年度 (決算)			平成30年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
役務費	官報掲載料	25	役務費	官報掲載料	13	役務費	官報掲載料	41
委託料	埋火葬委託料	3,407	委託料	埋火葬委託料	3,820	委託料	埋火葬委託料	3,234
扶助費	行旅病人取扱費	0	扶助費	行旅病人取扱費	0	扶助費	行旅病人取扱費	277

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	28年度	29年度	差額		28年度	29年度	差額	
行政費用	給与関係費	5,380	6,026	646	地方税	0	0	0
	物件費	3,432	3,833	401	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	1,343	1,054	▲ 289
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	1,655	3,094	1,439
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	2,998	4,148	1,150
	賞与・退職給与引当金繰入額	1,779	628	▲ 1,151	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 7,593	▲ 6,339	1,254
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	10,591	10,487	▲ 104	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 7,593	▲ 6,339	1,254
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 7,593	▲ 6,339	1,254	

備考

行政費用では、物件費が3,833千円を占めている。内訳として、埋火葬の委託料が3,820千円、官報掲載の役務費が13千円かかっている。

問題点・課題

○一人暮らしの高齢者が自宅等で死亡し、引き取り手がなく区で葬祭を執り行うケースが増加している。
 ○死亡人の家族関係については個々様々であり、相続人等が判明し連絡をとった場合でも、長い間音信不通であるなど死亡人とのそれまでの関係から費用弁償を得られないことが多い。
 ○警察から遺体を引渡されるまでに1ヶ月以上経過するなど、火葬までに日数を要することがある。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、行旅死亡人等の財産が放置されることのないよう、他課とも連携を取りながら、きめ細やかな対応を行う。	相続財産管理人の申立てや相続人の調査など、遺留金品等の処理に必要な手続きを適切に行った。	個々のケースに対して関係機関や専門家と連携を取りながら、法規に則り、適切な対応を行う。
②			
③			
他区の実況	(実施) 22 区	未実施) 0 区	不明) 0 区)
議会議決要旨			

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-01-05	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事																												
事務事業名	区営住宅等管理運営費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	吉野																													
		担当者名	関沢	内線	2614																													
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-08-01	区営住宅等管理運営費																																
	01-08-02	区営住宅借上料																																
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業																													
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成	4年度	根拠	公営住宅法及び同施行令、区営住宅条例及び施行規則																														
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等																															
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画																													
行政評価事業体系	分野	IV	環境先進都市																															
	政策	08	良好で快適な生活環境の形成																															
	施策	02	快適な居住環境の形成																															
目的	住宅に困窮する低所得高齢者の生活の安定と福祉の増進を図るため、区が建設した住宅と民間から借り上げた住宅を、区営住宅として所得に応じた低料金で提供する。																																	
対象者等	住宅に困窮する高齢者で下記に該当する者(1)区内に引き続き5年以上居住していること(2)独立して日常生活を営めること(3)前年の所得が単身256万8千円以下、世帯294万8千円以下(政令基準)であること(4)65歳以上の一人暮らし又は65歳以上の者を含む60歳以上のみの二人世帯																																	
内容	<p>1 入居者の管理</p> <p>2 建物等の維持管理</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">住宅名</th> <th style="width: 20%;">所在地</th> <th style="width: 15%;">管理開始</th> <th style="width: 35%;">戸数（区営143戸・都営50戸）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 西尾久七丁目住宅（借上型）</td> <td>西尾久7-19-11</td> <td>H4. 4. 28</td> <td>単身29戸、世帯5戸</td> </tr> <tr> <td>(2) 西尾久三丁目住宅（借上型）</td> <td>西尾久3-21-12</td> <td>H5. 7. 29</td> <td>単身34戸、世帯5戸</td> </tr> <tr> <td>(3) 南千住二丁目住宅（借上型）</td> <td>南千住2-32-3</td> <td>H5. 5. 21</td> <td>単身12戸、世帯6戸</td> </tr> <tr> <td>(4) 町屋七丁目住宅（建設型）</td> <td>町屋7-2-15</td> <td>H5. 4. 1</td> <td>単身20戸、世帯3戸</td> </tr> <tr> <td>(5) 町屋五丁目住宅（建設型）</td> <td>町屋5-9-2</td> <td>H10. 5. 1</td> <td>単身21戸、世帯8戸 ※身体障がい者用含む</td> </tr> <tr> <td>(6) 都営南千住四丁目住宅（都営）</td> <td>南千住4-9-3</td> <td>H12. 5</td> <td>単身43戸、世帯7戸</td> </tr> </tbody> </table> <p>※(6)は、都都市整備局が建物管理及び入居募集事務を実施し、区は事務室等の維持管理を行う。</p> <p>3 ふれあい協力員（ワーデン）設置 業務内容：居住者の安否確認、生活相談及び住宅管理等</p>						住宅名	所在地	管理開始	戸数（区営143戸・都営50戸）	(1) 西尾久七丁目住宅（借上型）	西尾久7-19-11	H4. 4. 28	単身29戸、世帯5戸	(2) 西尾久三丁目住宅（借上型）	西尾久3-21-12	H5. 7. 29	単身34戸、世帯5戸	(3) 南千住二丁目住宅（借上型）	南千住2-32-3	H5. 5. 21	単身12戸、世帯6戸	(4) 町屋七丁目住宅（建設型）	町屋7-2-15	H5. 4. 1	単身20戸、世帯3戸	(5) 町屋五丁目住宅（建設型）	町屋5-9-2	H10. 5. 1	単身21戸、世帯8戸 ※身体障がい者用含む	(6) 都営南千住四丁目住宅（都営）	南千住4-9-3	H12. 5	単身43戸、世帯7戸
住宅名	所在地	管理開始	戸数（区営143戸・都営50戸）																															
(1) 西尾久七丁目住宅（借上型）	西尾久7-19-11	H4. 4. 28	単身29戸、世帯5戸																															
(2) 西尾久三丁目住宅（借上型）	西尾久3-21-12	H5. 7. 29	単身34戸、世帯5戸																															
(3) 南千住二丁目住宅（借上型）	南千住2-32-3	H5. 5. 21	単身12戸、世帯6戸																															
(4) 町屋七丁目住宅（建設型）	町屋7-2-15	H5. 4. 1	単身20戸、世帯3戸																															
(5) 町屋五丁目住宅（建設型）	町屋5-9-2	H10. 5. 1	単身21戸、世帯8戸 ※身体障がい者用含む																															
(6) 都営南千住四丁目住宅（都営）	南千住4-9-3	H12. 5	単身43戸、世帯7戸																															
経過	<p>○平成4年度に民間建設による住宅を区が借り上げ、西尾久七丁目住宅を開設した。</p> <p>○平成5年度には、区建設により町屋七丁目住宅を開設し、あわせて高齢者住宅条例を制定した。さらに、同年度地域特別賃貸住宅制度に基づく国庫補助等を活用し、民間建設による住宅を区が借り上げ、西尾久三丁目住宅及び南千住二丁目住宅を開設した。</p> <p>○平成10年5月には、公営住宅法に基づき区が建設した町屋五丁目住宅高齢者・障害者住宅の開設を機に、高齢者住宅条例を廃止し、区営住宅条例を制定した。</p> <p>○平成12年5月からは東京都の都営南千住四丁目住宅シルバーピアに荒川区がふれあい協力員を設置した。</p>																																	
必要性	平成29年度の申込倍率は8.0倍（単身・世帯合計）と高く、高齢者用区営住宅の必要性はある。																																	
実施方法	<p>（<input type="radio"/> 一部委託 <input checked="" type="radio"/> ） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）</p> <p>建物管理は外部委託。（H18から指定管理者制度導入。H24～東急コミュニティー／H29指定管理料23,198千円 H30～東京都住宅供給公社／H30指定管理料18,527千円）</p>																																	
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明																											
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)																												
	① 入居率（%）	100	100	100	100	100	5住宅（南四住宅除く）の年間入居率																											
	②																																	
③																																		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等																																
30年度	31年度																																	
継続	継続	現状の規模で事業を継続しつつ、高齢者向け借上げ住宅の契約内容も含めて、高齢者住宅のあり方を検討していく。																																

予算・決算額等の推移	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額	176,230	186,599	168,349	181,376	157,841	160,450	170,353
決算額 (30年度は見込み)	169,966	170,592	163,221	172,556	152,334	152,104	170,353
実績の推移	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名 (30年度は見込み)							
単身退去数 (戸)	16	9	9	9	10	14	11
世帯退去数 (戸)	0	2	2	2	5	1	3
単身入居数 (戸)	12	13	5	4	6	2	4
世帯入居数 (戸)	2	3	1	2	3	1	2

予算・決算の内訳								
平成28年度 (決算)			平成29年度 (決算)			平成30年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
報酬	ふれあい協力員報酬	4,800	報酬	ふれあい協力員報酬	4,800	報酬等	ふれあい協力員報酬、共済費、謝礼	6,604
報償費等	ふれあい協力員保険料・謝礼	1,280	報償費等	ふれあい協力員保険料・謝礼	1,805	需用費	光熱水費、消耗品、印刷製本	5,756
需用費	光熱水費、消耗品、印刷製本	4,937	需用費	光熱水費、消耗品、印刷製本	4,930	役務費	電話料、鑑定評価報酬	726
役務費	電話料、鑑定評価報酬	468	役務費	電話料、鑑定評価報酬	213	委託料	指定管理料、その他の委託料	25,566
委託料	指定管理料、その他の委託料	25,737	委託料	指定管理料、その他の委託料	26,121	使用料等	借上料	105,636
使用料等	借上料	105,419	使用料等	借上料	105,636	負担金補助等	利子補給、火災保険料補助、住宅使用料	8,273
負担金補助等	利子補給、火災保険料補助、住宅使用料	9,693	負担金補助等	利子補給、火災保険料補助、住宅使用料	8,599	工事請負費	町五外壁等改修工事	17,792

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	28年度	29年度	差額	28年度		29年度	差額		
行政費用	給与関係費	12,614	12,728	114	地方税	0	0	0	
	物件費	136,561	135,958	▲ 603	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	3,600	3,600	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	10,442	9,347	▲ 1,095	使用料及び手数料	27,759	27,705	▲ 54	
	減価償却費	34,923	34,923	0	その他	38,816	5,163	▲ 33,653	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	70,175	36,468	▲ 33,707	
	賞与・退職給与引当金繰入額	2,408	717	▲ 1,691	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 126,773	▲ 157,205	▲ 30,432	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	▲ 3,200	▲ 1,839	1,361	
	行政費用合計 (b)	196,948	193,673	▲ 3,275	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 129,973	▲ 159,044	▲ 29,071	
特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0		
特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 129,973	▲ 159,044	▲ 29,071		

備考

行政費用では、物件費が135,958千円を占めている。内訳として、借上料が105,636千円、指定管理料等の委託料が25,179千円、光熱水費等の需用費が4,930千円、電話料等の役務費が213千円かかっている。

問題点・課題

○施設の経年劣化、住宅設備の更新等による住宅改修費用が増加傾向にある。
○高齢者用区営住宅の必要性はある一方、事業開始当初と住宅を取り巻く環境が変化したことから、改めて今後のあり方を検討する必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き緊急通報システムの安定的な運用を図り、他住宅への新規システム導入に向けて検討する。	緊急通報システムの安定的な運用を継続していくために、メーカーとの連絡体制を密にし、情報交換を行った。	既存システムの更新時期を迎える他住宅の新規システム導入に向けて、情報収集を行う。
②	引き続き、建物所有者に対して大規模修繕の実施を要請する。	建物所有者との話し合いの場を設け、大規模修繕の実施を要請した。	引き続き大規模修繕の実施及び賃貸借契約の見直しについて建物所有者に要請する。
③	新たなケースの発生に対応するため、入居者の家族や地域包括支援センターと連携を密にし情報共有を図る。	入居者の状態や日頃の様子等について地域包括支援センター等の関係機関に情報提供し、連携を図った。	要支援・要介護度の高い入居者について関係機関に情報提供を続けるとともに、今後の対応について検討していく。

他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）	
	指定管理者制度導入状況	<ul style="list-style-type: none"> 施設維持管理業務のみ：江戸川区、大田区、目黒区、世田谷区など 施設維持管理・入居事務・使用料収納事務：板橋区、文京区、北区など

議会（要旨）	状況
平成23年三定	借上げ住宅の今後のあり方検討について
平成24年一定	高齢者住宅事業の拡大について
	高齢者住宅の借上げ契約年数について
	高齢者住宅の需要に対する区の考えについて

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-01-06	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	遺族会補助	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	吉野			
		担当者名	白井	内線	2614			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-09-02	遺族会補助						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成	44年度	根拠	荒川区遺族会補助金交付要綱				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	13	福祉の基盤整備					
目的	荒川区遺族会が行う事業に対して補助金を交付するとともに、その活動を支援することによって、戦没者の遺族の厚生及び精神的慰謝を図ることを目的とする。							
対象者等	荒川区遺族会会員121名（H30.6.1現在） [会員資格]荒川区に居住する戦没者及びこれに準ずるものの遺族等							
内容	1 補助対象事業 (1) 戦没者遺族間の交流及び情報交換に関すること。 (2) 戦没者遺族への援護情報等の周知に関すること。 (3) 戦没者追悼式、都内巡拝事業その他の事業の実施に関すること。 (4) 全国戦没者追悼式等の参列者の募集に関すること。 (5) 戦没者遺族団体との連絡調整に関すること。 (6) 遺族会の運営に必要な事務に関すること。 2 平成29年度主要事業 (1) 荒川区戦没者追悼式 平成29年10月26日 サンパール荒川 (2) 都内巡拝 平成29年12月8日 靖国神社、遊就館 (3) 追悼式・慰霊事業の周知（千鳥ヶ淵・全国・東京都戦没者追悼式、慰霊巡拝等）							
経過	○昭和44年から午前は仏教会主催の行事、午後は区主催の慰安激励大会（映画上映）を実施 ○平成8年から戦後50年を機として、遺族会主催で戦没者追悼式を開催し、区が補助金（300,000円）を出すこととなった。 ○平成10年度より、補助金額270,000円に減額 ○平成12年度より、補助金額256,500円に減額 ○平成15年度より、補助金額247,000円に減額 ○平成16年度以降、補助金額247,000円							
必要性	戦没者遺族の精神的慰謝を図るため必要な事業である。							
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み		目標値(38年度)
	①	追悼式参加率（%）	35	37	31	38	38	（参加会員数÷区会員数）
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
30年度	31年度							
継続	継続	遺族会会員の高齢化が進み、事業参加者が減少傾向にあるが、戦没者遺族の精神的慰謝を図る意義は大きいため、現状規模での実施を継続する。						

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		247	247	247	247	247	247	247
決算額 (30年度は見込み)		247	247	247	247	247	247	247
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名 (30年度は見込み)								
会員数 (6月1日現在、人)		195	184	168	159	139	121	120
追悼式参加数 (人)		60	59	48	57	52	41	40
都内巡拝 (人)		9	9	9	14	7	18	13
予算・決算の内訳								
平成28年度 (決算)			平成29年度 (決算)			平成30年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
負担金補助等	荒川区遺族会に対する補助	247	負担金補助等	荒川区遺族会に対する補助	247	負担金補助等	荒川区遺族会に対する補助	247

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	28年度	29年度	差額		28年度	29年度	差額	
	給与関係費	924	958	34	地方税	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	247	247	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	306	100	▲ 206	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 1,477	▲ 1,305	172
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0	0
	行政費用合計 (b)	1,477	1,305	▲ 172	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 1,477	▲ 1,305	172
	特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0
	特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 1,477	▲ 1,305	172

備考

補助費等は、遺族会への補助金。平成15年度より変更なし。

問題点・課題

○会員の高齢化により退会者が増加している。会員の世代交代、新規加入者が増加する見込みが少ない。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	遺族会役員と協力し、追悼式や都内巡拝参加者に対し役員就任の呼びかけを行う。	遺族会会長及び役員と協力のうえ、会員への積極的な働きかけを行った結果、2名の新規役員就任に繋がった。	「遺族会の存在を知らなかった」という声があったため、区報等で幅広く活動内容を周知していく。
②			
③			
他区の実況	(実施 17 区 未実施 5 区 不明 0 区)		
議会議案状況	千代田区、中央区、新宿区、文京区、台東区、江東区、足立区、江戸川区、大田区、目黒区、世田谷区、渋谷区、豊島区、北区、板橋区、杉並区、練馬区		

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-01-07	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	受験生チャレンジ支援貸付事業	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	吉野		
		担当者名	川村	内線	2616		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-16-01	受験生チャレンジ支援貸付事業					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成	23年度	根拠	荒川区受験生チャレンジ支援貸付事業申請手続			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等	支援実施要綱			
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input checked="" type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	12	低所得者の自立支援				
目的	学習塾、各種受験対策講座、通信講座、補習教室の受講費用及び、高等学校、大学等の受験費用を準備できない低所得世帯に対して、これらに係る必要な資金を貸し付けるための申込み手続き、償還等の相談及び支援を実施することにより、低所得世帯の子供を支援することを目的とする。						
対象者等	中学3年生、高校3年生等（高校・大学等中途退学者、浪人生等を含む）の子どもがいる一定所得以下の世帯						
内容	<p>子どもの学習塾等の受講費用や、高等学校及び大学等の受験料として必要な資金を無利子で貸し付けるための申込み手続き、償還等の相談及び支援を実施する。（荒川区社会福祉協議会に業務委託）</p> <p>1 学習塾等受講料貸付金 入学試験に備えるために必要な学習塾、各種受験対策講座、通信講座、補習教室の受講料を貸付。 対象：中学3年生、高校3年生等 貸付限度額：200,000円</p> <p>2 受験料貸付金：高等学校及び大学等の受験料を貸付。 (1) 対象：中学3年生等 貸付限度額：27,400円（1校あたり23,000円まで、4回分の受験料まで貸付可） (2) 対象：高校3年生等 貸付限度額：80,000円（回数制限なし）</p> <p>◆審査・決定機関 ⇒ 東京都社会福祉協議会</p>						
経過	平成20年7月	東京都と荒川区において生活安定応援事業（「就職チャレンジ支援事業」「生活サポート特別貸付事業」「チャレンジ支援貸付事業」）委託契約締結					
	平成20年8月	荒川区と社会福祉法人荒川区社会福祉協議会と委託契約締結					
	平成20年8月19日	生活安定応援事業開始					
	平成23年3月末	平成22年度をもって生活安定化総合対策事業終了（3カ年の時限事業及び国に類似の事業があるため）					
	平成23年4月	「チャレンジ支援貸付事業」については、相談件数等も多く、他の類似制度も整備されていないため、新たに「受験生チャレンジ支援貸付事業」開始					
必要性	国の低所得者・離職者対策事業として全国的に実施している事業であり、低所得者世帯の子供を支援するために必要な事業である。						
実施方法	（3委託）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 社会福祉法人荒川区社会福祉協議会に委託して実施。（委託料 6,769,977円）						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)	
	① 相談件数（件）	771	1,093	1,052	1,100	1,100	
	② 貸付支援件数（件）	211	239	234	250	250	
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
30年度	31年度						
推進	推進	利用者からも好評で、教育の格差是正にも寄与するため、引き続き推進していく。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		6,228	6,212	6,500	6,795	6,770	6,770	6,790
決算額 (30年度は見込み)		6,095	5,685	6,500	6,794	6,770	6,770	6,790
実績の推移	事項名 (30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	チャレンジ支援貸付 (人)	221	227	214	211	239	234	250
	相談件数	989	811	881	771	1,093	1,052	1,100
予算・決算の内訳								
平成28年度 (決算)			平成29年度 (決算)			平成30年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
委託料	業務委託	6,770	委託料	業務委託	6,770	委託料	業務委託	6,790

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	28年度	29年度	差額		28年度	29年度	差額	
	給与関係費	1,386	1,436	50	地方税	0	0	0
	物件費	6,770	6,770	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	6,770	6,770	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	6,770	6,770	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	458	150	▲ 308	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 1,844	▲ 1,586	258
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0	0
	行政費用合計 (b)	8,614	8,356	▲ 258	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 1,844	▲ 1,586	258
	特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0
	特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 1,844	▲ 1,586	258

備考

物件費は、荒川区社会福祉協議会への業務委託料である。

問題点・課題

○制度について、今後も区民に対する一層の周知活動及び方法を充実させる必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	学校や学習塾以外にも、保護者に対する直接的な周知が図れるように区内掲示板やポスター掲載を定期的に行っていく。	区報や区掲示板への掲示時期や周知活動先を工夫したことにより、より効果的な周知を行うことができた。	区報や区営掲示板への掲示に加え、他の効果的な周知方法について検討する。
②	今後も引き続き中学校等と連携を図り、生徒や保護者に対する当事業の周知を図る。	中学校等の協力を得て、学校から保護者へリーフレットを配布することで、当制度を必要とする世帯に確実に周知する事ができた。	中学校等との連携を継続し、制度の周知徹底に努める。
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
	社会福祉協議会へ委託実施 10区、直営 12区
議会質問状(要旨)	

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-01-08	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	災害援護資金貸付事業	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	吉野		
		担当者名	川村	内線	2616		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-17-01	災害援護資金貸付事業費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成	23年度	根拠	災害弔慰金支給条例、特別災害援護資金貸付要綱、災害援護資金等貸付利子補給要綱			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	12	低所得者の自立支援				
目的	地震・津波などの自然災害で負傷又は住居・家財に被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しのための貸付を行う。						
対象者等	災害を原因として、下記のいずれかに該当する区民 (1) 世帯主が概ね1か月以上の療養を有した世帯 (2) 自身が所有し、居住する住居が全壊(全焼)又は半壊の被害を受けた世帯 (3) 現に居住する住居内における家財がその総額の3分の1以上の被害を受けた世帯						
内容	1 貸付の種類と限度額 国制度…法律に基づく区条例により、住居・家財の損害状況に応じ150万円から350万円までを貸付 都制度…都の要綱に基づく区の要綱により、国制度の上乗せとして150万円まで貸付 2 所得制限 4人世帯の場合、総所得が730万円未満（世帯の人数に応じて制限額が定められている） 3 利率 国制度…年3%、都制度…年1% 4 償還期間 10年以内(据置期間3年) 5 申請期限 東日本大震災に起因する被害に対する支援申請は平成31年3月31日まで						
経過	平成23年3月11日に発生した東日本大震災で、都内被災者は「災害救助法」の適用を受けた。 国は、平成23年5月2日に「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」等を公布・施行し、災害援護資金に関しても特例措置を講じた。 都においても、震災による被災状況が甚大であることから、東京都災害援護資金貸付事業実施要綱に基づき、荒川区特別災害援護資金貸付要綱が制定され、国の災害援護資金のみでは必要資金が不足する世帯に対し、不足部分の貸付を行うことになった。 【荒川区生活再建支援事業（H23年度のみ単年度事業）】 災害援護資金貸付とは別事業として、東日本大震災で住家に全壊、大規模半壊または半壊の被害を受け、その被災状況が災証明等で確認できる世帯で、生活の再建のため住宅の購入、補修、賃借等を行った世帯の世帯主を対象に費用を補助。→実績：賃借…23世帯（補助額計4,542,160円）、補修…1世帯（補助額152,250円）※東京都による2分の1の補助有。						
必要性	法令等に基づき実施する事務事業である。						
実施方法	（ <input type="radio"/> 直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）						
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み	
	①						
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
30年度	31年度						
継続	継続	法令事務事業であるため、法令等に基づき実施する。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		5,000	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	—
決算額 (30年度は見込み)		0	0	0	0	0	0	—
実績の推移	事項名 (30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	災害援護資金貸付件数	0	0	0	0	0	0	0
	生活再建支援事業・賃借世帯数	0	0	0	0	0	0	0
	生活再建支援事業・補修世帯数	0	0	0	0	0	0	0
予算・決算の内訳								
平成28年度 (決算)			平成29年度 (決算)			平成30年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
貸付金		0	貸付金		0	貸付金		0

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目		
	28年度	29年度	差額		28年度	29年度	差額
行政費用	給与関係費	462	479	17	地方税		
	物件費				国庫支出金		
	維持補修費				都支出金		
	扶助費				分担金及び負担金		
	補助費等				使用料及び手数料		
	減価償却費				その他		
	不納欠損・貸倒引当金繰入額				行政収入合計 (a)	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	153	50	▲ 103	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 615	▲ 529
	その他行政費用				金融収支差額 (d)		
	行政費用合計 (b)	615	529	▲ 86	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 615	▲ 529
特別費用 (g)				特別収入 (f)			
特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 615	▲ 529	

備考

事業実績なしのため、支出なし。

問題点・課題

○災害援護資金貸付事業は、被災者の生活再建において重要な役割を担う制度である。特例措置により貸付要件等が緩和されたところであるが、貸付であるため、被災者に返済の負担がある。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	平成29年度末まで申請が可能のため、問合せがあれば対応していく。	申請及び問合せは0件であった。	東日本大震災に起因する被害に対する貸付申請期限が平成30年度末まで延長されたため、必要に応じて対応していく。
②			
③			

他区の実況 (要旨)	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会議事録 (要旨)	

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-01-09	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	社会福祉協議会補助	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	吉野			
		担当者名	廣重	内線	2612			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-09-01	社会福祉協議会補助						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成	39年度	根拠	社会福祉法人荒川区社会福祉協議会補助金交付要綱				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	13	福祉の基盤整備					
目的	区が荒川区社会福祉協議会が実施する社会福祉活動に要する経費の一部について補助金を支出することにより、民間による地域福祉活動を育成・促進し、公私の協力による地域福祉活動の充実を図り、区民福祉に寄与することを目的とする。							
対象者等	社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会（所在地：荒川区南千住1-13-20） 設置根拠：社会福祉法第109条（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会） 職員数：165名（常勤職員80名、非常勤職員85名）※平成30年4月1日現在							
内容	荒川区社会福祉協議会の職員人件費及び事業費等に要する経費に対し、補助金を4半期毎に支出する。 [補助事業] 1 社会福祉協議会職員人件費…常勤9名、非常勤1名 2 ボランティア活動推進事業費…機関誌「あらんてあ」発行、ボランティア講座、福祉まつり開催等 3 重度心身障害者（児）レクリエーション事業費…レクリエーション、会食の実施等 4 福祉サービスあんしんサポート事業費…福祉サービスの利用援助、成年後見制度推進機関事業経費等 5 在宅福祉サービス事業費…職員訪問、生活相談、広報誌「にこにこ」の配布等 6 福祉のしごとフェア事業費…福祉の仕事に関する就職面接・相談会の開催 7 ふれあい粋・活（いきいき）サロン事業費…区民の健康づくりや介護予防活動を支援するサロンの開催							
経過	昭和39年 社会福祉事業法に基づく特殊法人として厚生大臣の認可を受け再発足、補助開始 平成5年 在宅福祉サービス事業開始 平成10年 子育てサポート事業開始 平成11年 東京都社会福祉協議会からの委託により地域福祉権利擁護事業を実施 平成12年 荒川区福祉公社の解散に伴い事業を社会福祉協議会が継承 平成15年 あんしんサポートあらかわの開設。利用者支援について、補助金を交付して実施 平成24年 福祉のしごと面接・相談会の開始							
必要性	荒川区全体に地域福祉を充実させるために、民間福祉団体の中心的存在である荒川区社会福祉協議会の担う役割が大きなものとなっている。今後もボランティア活動や福祉サービスをより一層充実させていくために、荒川区社会福祉協議会に対し、運営経費の一部を補助することは必要である。							
実施方法	（1直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み		目標値(38年度)
	①	社会福祉協議会個人会員数（正会員および特別会員）	3,150	3,025	2,908	3,030	3,400	会費が年額千円の正会員および2千円以上の特別会員数の合計
	②	ボランティア登録者数	7,396	7,691	8,421	7,800	8,600	荒川ボランティアセンターへのボランティア登録者数
③	社会福祉協議会での権利擁護等相談件数	3,675	4,223	4,252	4,300	4,700	あんしんサポートへの権利擁護・成年後見に関する問い合わせ件数	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
30年度		31年度						
継続		継続 社会福祉協議会は、地域福祉向上の一翼を担っており、その役割は大きい。時代に即した事業展開が図られるよう、変化に対応した事務事業の見直しや適切な組織運営について、問題提起や助言などの支援をおこなっていく。						

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		130,672	134,231	135,271	147,319	152,662	149,072	138,071
決算額 (30年度は見込み)		124,096	130,735	131,918	144,130	145,508	138,310	138,071
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名 (30年度は見込み)								
個人会員数 (人)		3,646	3,506	3,226	3,150	3,025	2,908	3,030
団体会員数 (団体)		147	143	136	143	132	141	140
ボランティア登録者数		1,890	1,826	1,121	7,396	7,691	8,421	7,800

予算・決算の内訳								
平成28年度 (決算)			平成29年度 (決算)			平成30年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
負担金補助等	社協職員人件費	71,284	負担金補助等	社協職員人件費	62,564	負担金補助等	社協職員人件費	68,994
	ボランティア活動推進事業・人件費	10,013		ボランティア活動推進事業・人件費	11,069		ボランティア活動推進事業・人件費	11,370
	地域コーディネーター人件費	2,618		地域コーディネーター人件費	2,603		地域コーディネーター人件費	2,621
	重度心身障がい者 (児) レクリエーション事業	1,246		重度心身障がい者 (児) レクリエーション事業	1,246		重度心身障がい者 (児) レクリエーション事業	1,260
	長寿慶祝の会事業	10,317		長寿慶祝の会事業	9,180		福祉サービスあんしんサポート事業	16,082
	福祉サービスあんしんサポート事業	15,567		福祉サービスあんしんサポート事業	15,471		在宅福祉サービス事業費等	37,594
	在宅福祉サービス事業費等	34,463		在宅福祉サービス事業費等	36,177		福祉の仕事フェア事業	150

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	28年度	29年度	差額	28年度		29年度	差額		
行政費用	給与関係費	2,065	1,915	▲ 150	地方税	0	0	0	
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	7,601	7,593	▲ 8	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	145,508	138,310	▲ 7,198	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	7,601	7,593	▲ 8	
	賞与・退職給与引当金繰入額	683	200	▲ 483	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 140,655	▲ 132,832	7,823	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0	0	
	行政費用合計 (b)	148,256	140,425	▲ 7,831	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 140,655	▲ 132,832	7,823	
特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0		
特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 140,655	▲ 132,832	7,823		

備考

平成29年度行政費用の補助費等における対28年度差額については、社会福祉協議会における社協職員事務局人件費の支出減によるところが大きい。

問題点・課題

○社会福祉協議会の会員数が伸び悩んでいる。区と社協とで連携し、既存事業について見直しや改善を行うとともに、社会福祉協議会の活動や事業について広く区民に周知していく必要がある。
○昨今の災害によるボランティアに対する関心の高まりもあり、ボランティア登録者数は増加傾向にある。更なる増加のため、ボランティアに対する支援内容等を検討すると同時に、広く周知を図っていく。
※27年度から登録者数のカウント方法を変更（ボランティア登録者数は団体を「1」とカウントしていたが、27年度からカウント対象を団体数から団体加入者数に変更した）。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	28年度に引き続き既存事業の見直し改善を行い、会員増加に取り組み、社会福祉協議会の財政・運営基盤の安定化を図る。	既存事業の見直し改善に向けての検討を行い、長寿慶祝の会については、平成30年度から、高齢者福祉課所管とした。	29年度に引き続き既存事業の見直し改善を行い、会員増加に取り組み、社会福祉協議会の財政・運営基盤の安定化を図る。
②	引き続き区と社協で連携し、荒川ボランティアセンターにおける既存事業の見直し改善を行う。	荒川ボランティアセンターにおける既存事業について、見直し改善についての検討を行った。	引き続き区と社協で連携し、荒川ボランティアセンターにおける既存事業の見直し改善を行う。
③	引き続き法人後見の更なる活用や市民後見制度等、成年後見制度の積極的な活用が図れる体制について取り組んでいく。	法人後見の更なる活用や市民後見制度、成年後見制度利用促進基本計画策定等、成年後見制度の取り組みについて検討を行った。	引き続き、成年後見制度の積極的な活用が図れる体制について検討を行っていく。

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会(要旨)状況	

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-01-10	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	福祉部分室管理費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	吉野			
		担当者名	廣重	内線	2612			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-10-01	福祉部分室管理費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成	11年度	根拠					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	13	福祉の基盤整備					
目的	福祉部分室にかかる光熱水費や建物の保守点検及び維持補修にかかる経費について支出する。							
対象者等	社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会							
内容	<p>行政財産使用許可によって荒川区社会福祉協議会に福祉部分室の使用を許可しており、荒川区社会福祉協議会はこれを本部として使用している。 福祉部分室は、南千住第三幼稚園と併設しているため、管理費は教育委員会と協議して支出する。</p> <p>[管理費] 1 光熱水費（荒川区社会福祉協議会負担） 2 委託料（保守委託） エレベーター保守点検、空調設備保守、消防・消火用設備保守点検、自家用電気工作物保守業務、ホース耐圧試験業務、樹木剪定、建築物等定期点検、建築設備の法定点検、受配電清掃 3 維持補修 建物及び付帯設備等の修繕等</p>							
経過	<p>平成10年5月 南千住図書館が移転 平成12年2月 旧南千住図書館を教育委員会から引継ぎ福祉部分室とする 福祉部分室に社会福祉協議会事務局移転 平成12年4月 社会福祉協議会が福祉公社事業を継承 平成23年4月 分室管理費に対する社協負担分の割合を変更（下記実施方法参照）</p>							
必要性	施設の適切な維持・管理のため必要である。							
実施方法	<p>（<input checked="" type="radio"/> 直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）</p> <p>[分室管理費のみ直営] 区負担：保守委託等及び建物の修繕等工事費 社会福祉協議会負担：光熱水費</p>							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み		目標値(38年度)
	①	年間利用者数	25,100	24,000	25,000	25,000	27,500	区内在住・在勤・在学の方
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
30年度	31年度							
継続	継続	平成23年度から経費負担について荒川区社会福祉協議会との按分方法を変更した。今後の経過を見つつ、保守経費や建物修繕など必要な経費に関し管理・調整していく。						

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		4,251	5,523	4,203	4,859	4,992	4,473	4,326
決算額(30年度は見込み)		3,608	4,143	3,987	4,342	3,879	4,241	4,326
実績の推移	事項名(30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	工事請負費(単位：円)	0	0	0	0	0	0	
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
需用費	電気	1,963	需用費	電気	2,209	需用費	電気	2,053
委託料	ガス	15	委託料	ガス	15	委託料	ガス	15
	水道	245		水道	240		水道	243
	家屋等修繕費	531		家屋等修繕費	706		家屋等修繕費	799
	エレベーター保守管理	804		エレベーター保守管理	804		エレベーター保守管理	804
	その他保守点検業務	219		その他保守点検業務	168		その他保守点検業務	296
	樹木剪定等	102		樹木剪定等	99		樹木剪定等	116

行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	行政収入	勘定科目		28年度	29年度	差額
	給与関係費		924	958	34		地方税		0	0	0
物件費		3,348	3,535	187	国庫支出金		0	0	0		
維持補修費		531	706	175	都支出金		0	0	0		
扶助費		0	0	0	分担金及び負担金		0	0	0		
補助費等		0	0	0	使用料及び手数料		0	0	0		
減価償却費		2,793	2,793	0	その他		2,223	2,464	241		
不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	0	0	行政収入合計(a)		2,223	2,464	241		
賞与・退職給与引当金繰入額		306	100	▲206	行政収支差額(a)-(b)=(c)		▲5,679	▲5,628	51		
その他行政費用		0	0	0	金融収支差額(d)		0	0	0		
行政費用合計(b)		7,902	8,092	190	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲5,679	▲5,628	51		
特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲5,679	▲5,628	51		

備考 平成29年度の物件費の内訳は、委託料(設備保守点検等)1,071千円、光熱水費2,464千円。光熱水費2,464千円については、社会福祉協議会負担分として収入している。

問題点・課題 ○昭和47年に建てられた建物であるため、老朽化により、給排水管や外壁等について措置が必要である。
○南千住第三幼稚園と併設のため、工事や修繕などに関して、教育委員会との調整等が必要である。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	工事及び修繕について、教育委員会と調整、検討を引き続き行っていく。	雨漏り修繕工事、外階段修繕工事等を実施した。	工事について、教育委員会と調整、検討を引き続き行っていく。老朽化等による修繕についても調整の上、行っていく。
②			
③			

他区の実況(要旨)	(実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区)
	議会議事録(要旨)

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-01-11		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	福祉サービス第三者評価事業		部課名	福祉部福祉推進課		課長名	吉野	
			担当者名	田口		内線	2611	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-13-01	福祉サービス第三者評価事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）			<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成	15	年度	根拠	荒川区福祉サービス第三者評価実施要綱			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無		年度	法令等				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	13	福祉の基盤整備					
目的	福祉サービスの内容や組織のマネジメント能力等の評価に関する情報を提供することにより、利用者の意向に沿った福祉サービス選択への支援と、サービスの質の向上に向けた事業所の取り組みを促進し、利用者本位の福祉を実現する。							
対象者等	区立施設は高齢者・障がい者分野21施設が対象。民間立施設は地域密着型サービスの認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する介護施設が対象（平成30年4月1日現在23施設）。なお、子ども家庭分野は子育て支援部が所管。							
内容	<p>1 実施方法</p> <p>（1）評価内容 事業者の自己評価および評価機関の分析によって行う事業評価と施設の利用者に対するアンケートによって行う利用者調査がある。</p> <p>（2）実施周期 区立施設は3年間の指定管理期間のうち2年目、5年間の指定管理期間のうち2年目と4年目に評価を受ける。民間立の認知症対応型共同生活介護の提供介護施設は毎年評価を受けることが、東京都の指針により義務付けられている。荒川区福祉サービス第三者評価受審費用補助金交付要綱に基づいて行う。</p> <p>（3）補助金</p> <p>2 評価結果の公表 区ホームページのほか東京都福祉サービス評価推進機構のホームページ「とうきょう福祉ナビゲーション」で公表される。</p>							
経過	平成16年度	東京都福祉サービス評価推進機構が定めた評価対象サービスを行う全ての区立施設が評価を受け、本格的に事業がスタート（通所介護6施設、障がい者関係7施設、認可保育所19園）。民間立施設は認知症対応型共同生活介護3施設が評価を受けた。						
	平成19年度～	指定管理者制度を導入している区立施設のうち、東京都が定める第三者評価対象サービスを行う施設が評価を受けた。また、第三者評価対象外のサービスを行う施設は、区独自の利用者調査を受けた。						
	平成27年度～	地域密着型サービスの小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、国の基準改正により第三者評価を受ける義務規定がなくなったが、第三者評価の目的を鑑み、引き続き評価を受けるための費用の補助を行うこととした。						
必要性	サービスの内容や質を第三者である評価者が分析評価し情報提供することで、利用者が自分に合ったサービスを選択するための情報源となるため必要性は高い。							
実施方法	<p>（3委託） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）</p> <p>区立施設：区が評価機関へ委託し実施。 民間立施設：対象施設が評価機関へ委託。区は400千円を上限に補助金を交付。</p>							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み		目標値(38年度)
	①	評価受審施設数 (区立高齢者・障害者施設)	22	0	12	9	0	目標値は実施計画に基づき算出
	②	評価受審施設数 (民間立施設)	12	12	10	23	23	目標値はホームページの公募する整備予定状況数により算出
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
30年度		31年度						
推進	推進	サービスの質の向上に向け、第三者評価を積極的に活用する。						

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-01-12	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	臨時福祉給付金給付事業	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	吉野			
		担当者名	田口	内線	2611			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-20-01	臨時福祉給付金給付事業						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成	26年度	根拠	税制抜本改革法第7条第1号ハ、荒川区臨時福祉給付金（経済対策分）支給事業実施要綱				
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	29年度	法令等					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	12	低所得者の自立支援					
目的	平成26年4月実施の消費税率引上げによる影響を緩和するため、所得の少ない方に対し暫定的・臨時的な措置として給付を実施する。							
対象者等	平成28年1月1日に荒川区に住民登録があり、平成28年度 都・区民税（均等割）が非課税の者※ただし、課税者に扶養されている者、生活保護を受給している者等は対象外							
内容	<p>1 実施主体 区市町村 ※給付事業の実施に要する経費は国が補助（補助率10/10）</p> <p>2 給付額 一人につき15,000円 （平成29年4月から平成31年9月までの増税に伴う食費の負担増に相当する額）</p> <p>3 実施方法 対象となる可能性がある方に申請書類を送付し、郵送又は窓口にて申請を受付けた。窓口は、セントラル荒川ビル3階の一部を賃借して設置した。</p> <p>4 予算 国の28年度補正予算により、臨時福祉給付金（経済対策分）を実施することとなったため、区も563,781千円を28年度2月補正予算として計上し、全額を29年度へ繰越明許とした。ただし、28年度中に生じた準備経費は28年度予算内で対応した。</p>							
経過	<p>26年度 ・支給対象者一人につき10,000円、年金受給者等は一人につき5,000円加算 子育て世帯臨時特例給付金（10,000円）との併給不可</p> <p>27年度 ・支給対象者一人につき6,000円、加算措置なし 子育て世帯臨時特例給付金（3,000円）との併給可</p> <p>28年度 ・支給対象者一人につき3,000円、子育て世帯臨時特例給付金は実施なし ・年金生活者等支援臨時福祉給付金（経済政策の恩恵が及びにくい低年金受給者への支援）を実施 （内容）高齢者向け（65歳以上） 一人につき30,000円を支給 障害・遺族年金受給者向け 一人につき30,000円を支給</p> <p>29年度 ・支給対象者一人につき15,000円、加算措置なし</p> <p>30年度 ・事業終了</p>							
必要性	消費税増税に伴う経済対策として全国的に実施している国の事業であり、低所得者世帯の日常生活を支えるために必要な事業である。							
実施方法	<p>（<input checked="" type="radio"/> 3委託） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）</p> <p>外部委託（コールセンター、申請受付、審査及び支給決定等、給付金の支給に係る包括的業務）</p>							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み		目標値（38年度）
	①	臨時福祉給付金 申請書返信率（%）	79.7	78.0	82.0			受付件数／発送件数
	②	高齢者向け給付金 支給率（%）		93.8				支給人数／発送人数
③	障害・遺族年金受給者向け給付金 支給率（%）		95.6				支給人数／発送人数	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
30年度		31年度						
休止・完了		<p>休止・完了</p> <p>臨時福祉給付金（経済対策分）は、消費税8%である2年半の間（平成29年4月～平成31年9月）の給付を行った。消費税が10%に引き上げられる平成31年10月以降は、軽減税率対応となる予定である。</p>						

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額			0	688,363	1,048,162	968,354	563,781	—
決算額 (30年度は見込み)			0	489,070	289,890	787,551	546,165	—
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名 (30年度は見込み)								
申請受付件数 (件)				23,602	22,818	23,091	24,069	—
支給人数 (人)				29,932	30,794	30,554	31,854	—
高齢者向け給付金 支給人数 (人)				—	—	17,691	—	—
障・遺向け給付金 支給人数 (人)				—	—	790	—	—

予算・決算の内訳								
平成28年度 (決算)			平成29年度 (決算)			平成30年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
職員手当等	時間外勤務手当	363	職員手当等	時間外勤務手当、賃金	134			
旅費	説明会出張費	0	旅費	説明会出張費	1			
需用費	事務用品	26	需用費	事務用品	2,105			
役務費	郵便料、振込手数料	11,518	役務費	郵便料、振込手数料	5,212			
委託料	申請受付業務等委託	112,791	委託料	申請受付業務等委託	56,872			
使用料等	事務所賃借料等	16,302	使用料等	事務所賃借料等	8,133			
負担金補助等	臨時福祉給付金事業費	646,551	負担金補助等	臨時福祉給付金事業費	478,052			

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	28年度	29年度	差額		28年度	29年度	差額	
行政費用	給与関係費	25,310	11,036	▲ 14,274	地方税	0	0	0
	物件費	140,637	70,359	▲ 70,278	国庫支出金	787,724	554,180	▲ 233,544
	維持補修費	0	2,074	2,074	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	646,551	478,053	▲ 168,498	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	787,724	554,180	▲ 233,544
	賞与・退職給与引当金繰入額	8,250	1,148	▲ 7,102	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 33,024	▲ 8,490	24,534
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	820,748	562,670	▲ 258,078	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 33,024	▲ 8,490	24,534
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 33,024	▲ 8,490	24,534	

備考 行政費用では、補助費等が最も多く、主に対象者に支給した給付金である。また、29年度の維持補修費は事業終了に伴う事務所修繕費である。

問題点・課題

問題点・課題の改善策			
	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、視覚的に分かりやすい案内を作成する。また、申請者が書類を漏れなく返送できるように工夫する。	添付書類の文字を大きくしたことで、見やすさが増し、書類の不備が減少した。	事業終了
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会議決要旨	

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-01-13	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	生活困窮者自立支援事業	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	吉野			
		担当者名	阿部	内線	2624			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-18-01	生活困窮者自立支援事業						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成	27年度	根拠	生活困窮者自立支援法、荒川区生活困窮者自立支援事業実施要綱等				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	12	低所得者の自立支援					
目的	生活保護に至る前段階である生活困窮者からの相談を受け、関係機関へ繋ぐ、または必要に応じて支援プランを作成し関係機関と連携しながら就労支援や住居確保給付金支給等を行うことにより、生活困窮者が生活保護に至る前に適切な支援を行い、自立の促進を図る。							
対象者等	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある者。							
内容	<p>生活困窮者自立相談支援機関である「仕事・生活サポートデスク」において、経済的な問題及び仕事、住居等に不安を抱える対象者からの相談を受け、課題を把握するとともに適切な支援を検討するほか関係機関へ繋ぐ。また、課題等の状況により支援プランを作成し、ハローワークや社会福祉協議会等の関係所管・機関と連携しながら就労支援及び就労準備支援、住居確保給付金支給等を実施する。</p> <p>住居確保給付金とは、離職者等で住居を喪失している者または喪失する恐れのある者のうち、就労能力及び勤労意欲のある者を対象として、家賃相当額を支給するとともに就労支援等を実施し、安定した住居の確保と就労の自立を図るものである。概要は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 支給額（上限額） 単身世帯 月額53,700円（複数人世帯の場合、世帯人数による増額あり） 支給期間 原則3か月、ただし、要件を満たす場合は3か月毎に最長9か月まで延長可 履行義務 常用就職に向けた求職活動等の要件を満たさない場合は支給を中止する。 							
経過	<ol style="list-style-type: none"> 生活困窮者自立支援法の施行（平成27年4月1日） 生活保護に至る前段階の生活困窮者の自立支援策の強化を図るため、自立相談支援事業及び住居確保給付金支給の必須事業、並びに4つの任意事業を、福祉事務所設置自治体において実施することとなった。これに伴い、国の経済危機対策事業のため平成21年6月に設置された相談窓口「仕事・生活サポートデスク」が自立相談支援機関として位置付けられた。 住宅支援給付の終了（平成26年度末） 平成21年10月から実施されてきた国の経済危機対策事業である住宅支援給付は終了となった。 相談支援体制及び支援メニューの強化充実（平成28年度） 相談窓口就労支援員とメンタルの専門相談支援員を追加配置し相談支援体制を強化するとともに、就労準備支援事業実施により支援メニューを充実した。 							
必要性	第2のセーフティネットとして平成27年度から全国的に実施された事業であり、国としても制度施行3年後の見直しを行ったうえで今後の充実を図る方針を示しており、必要性は高い。							
実施方法	（ <input type="radio"/> 一部委託） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 庁内に直営の相談支援の窓口「仕事・生活サポートデスク」を設置し、庁外に委託の就労準備支援事業所を開設。ハローワークや社会福祉協議会等の関係所管・機関との連携による支援を実施。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み		目標値(38年度)
	①	相談支援を経た就労・増収の合計件数	38	56	59	65	100	
	②	支援プラン作成件数	45	97	124	140	200	
③	仕事・生活サポートデスク相談件数	1,653	2,320	2,760	2,900	3,500		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
30年度	31年度							
推進	推進	平成28年度に支援員を増員し、相談者への支援を充実させるとともに、就労準備支援事業を開始することで、生活困窮者への支援体制を整えた。今後現体制で事業を推進させていく。						

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額			0	0	12,672	26,161	25,212	24,234
決算額 (30年度は見込み)			0	0	8,860	22,886	22,862	24,234
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名 (30年度は見込み)								
仕事・生活サポートデスク相談件数		1,486	1,100	1,027	1,653	2,320	2,700	2,750
支援プラン作成件数					45	97	120	130
住居確保給付金新規支給決定者数 (平成26年度以前は住宅支援給付)		21	13	9	12	4	6	6

予算・決算の内訳								
平成28年度 (決算)			平成29年度 (決算)			平成30年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
報酬	非常勤職員報酬	10,594	報酬	非常勤職員報酬	10,076	報酬	非常勤職員報酬	10,473
共済費	非常勤職員社会保険料	1,520	共済費	非常勤職員社会保険料	1,482	共済費	非常勤職員社会保険料	1,480
需用費	事務用品、PC用品	179	需用費	事務用品、PC用品	244	需用費	事務用品、PC用品	319
委託料	就労準備支援事業業務委託	9,587	委託料	就労準備支援事業業務委託	9,587	委託料	就労準備支援事業業務委託	9,577
備品購入費	ノートパソコン	96	役務費	郵便料	4	役務費	郵便料	20
扶助費	住居確保給付金	901	扶助費	住居確保給付金	1,434	扶助費	住居確保給付金	2,305
旅費	非常勤職員旅費	7	旅費	非常勤職員旅費	34	旅費	非常勤職員旅費	60

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	28年度	29年度	差額		28年度	29年度	差額	
行政費用	給与関係費	22,277	21,134	▲ 1,143	地方税	0	0	0
	物件費	9,871	9,870	▲ 1	国庫支出金	19,923	18,079	▲ 1,844
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	901	1,434	533	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	19,923	18,079	▲ 1,844
	賞与・退職給与引当金繰入額	3,361	999	▲ 2,362	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 16,487	▲ 15,358	1,129
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	36,410	33,437	▲ 2,973	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 16,487	▲ 15,358	1,129
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 16,487	▲ 15,358	1,129	

備考 行政費用では、支援員等の給与関係費が最も多い。次に、就労準備支援事業の委託料としての物件費が多い。扶助費は住宅確保給付金の経費で、29年度は利用者の増加に伴う経費増があった。

問題点・課題 ○生活困窮者となる要因が精神疾患等のメンタル面であるケースが多く、自立のために重要な就労に、近い方もいれば遠い方もいる。一人ひとりの状態に合わせたきめ細やかな支援を行い、関係機関との連携をより一層強化していく。
○まだ新しい制度であり、区民に対する周知を一層充実させるため、様々な会議に出向いてPRしていく。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	サポートデスクと就労準備支援事業所、ハローワーク等との緊密な連携及び対象者に合わせたきめ細やかな支援を継続する。	就労準備支援事業所、ハローワーク等との緊密な連携によりきめ細やかな支援を実施し、就労等の効果を上げることができた。	サポートデスクと就労準備支援事業所、ハローワーク等との緊密な連携及び対象者に合わせたきめ細やかな支援を継続する。
②	引き続き、支援員の資質の向上を目指すとともに、関係所管(保健師)との緊密な連携を図る。	国や都の研修等への参加、及び関係所管の精神保健や就労支援の会議等への出席により、支援員の資質向上と緊密な連携を実現した。	各種研修等への参加、及び関係所管のネットワーク会議等への出席により、緊密な連携とともに支援員の資質向上を図る。
③	平成28年度後期から開始した地域包括支援センター等への訪問による事業の周知活動を推進する。	地域包括支援センター等への訪問による事業周知に加え、出張相談会を実施し、周知活動を推進した。	地域包括支援センター等への訪問による事業周知等を継続し、様々な工夫をしながら周知活動を推進する。

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
生活困窮者自立支援法に基づく必須事業であり、全区が実施。任意事業についても、いずれかの事業を全区が実施。	
議会(要旨)状況	平成27年度9月会議 「生活困窮者自立支援法の運用にあたって」 平成27年度9月会議 「生活困窮者自立支援制度における任意事業実施の検討について」

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-01-14	戦略プラン	<input checked="" type="checkbox"/> 協働	<input type="checkbox"/> 業務	<input type="checkbox"/> 財務	<input type="checkbox"/> 人事		
事務事業名	高齢者保健福祉計画策定事業費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	吉野			
		担当者名	吉川	内線	2612			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-19-01	高齢者保健福祉計画策定事務費						
事務事業の種類	<input type="checkbox"/> 新規事業（ <input type="checkbox"/> 30年度 <input type="checkbox"/> 29年度）		<input type="checkbox"/> 建設事業		<input checked="" type="checkbox"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成	13年度	根拠	老人福祉法20条の8・介護保険法117条				
終期設定	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	年度	法令等					
実施基準	<input checked="" type="checkbox"/> 法令基準内 <input type="checkbox"/> 都基準内 <input type="checkbox"/> 区独自基準		計画区分	<input type="checkbox"/> 計画	<input checked="" type="checkbox"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	13	福祉の基盤整備					
目的	荒川区高齢者プランは、今後の高齢者福祉施策及び介護保険事業について取り組むべき事項を整理するとともに、将来を見据えた計画として、老人福祉法第20条の8に基づく市町村老人福祉計画及び介護保険法第117条に基づく市町村介護保険事業計画を一体のものとして策定し、3年に1度改定するものである。							
対象者等	すべての高齢者等							
内容	<p>「第7期荒川区高齢者プラン」（平成30年3月策定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○計画期間 平成30年度～平成32年度 ○基本理念 「健康で元気に」「自立を目指して」「ともに支え合って」 ○基本理念 「地域の連携と支援により、安心して住み続けることができるまちあらかわ」 ○内容 「地域包括ケアシステム」をより深化・推進していくため、第6期プランの基本理念と基本目標を継承しつつ、同システムの5本柱（「生活支援」、「介護予防」、「介護」、「住まい」、「医療」）に即して基本方針を再編し、これまで以上に力強く取り組みを進める。 							
経過	平成5年5月	荒川区地域福祉計画（7ヵ年計画） （都地域福祉計画内の区市町村地域福祉計画に基づく）						
	平成12年3月	荒川区高齢者プラン策定（「高齢者保健福祉計画」「介護保険事業計画」） 5ヵ年計画（～16年度）						
	平成14年3月	第2期荒川区高齢者プラン策定	5ヵ年計画（H15～H19年度）					
	平成18年3月	第3期荒川区高齢者プラン策定	3ヵ年計画（H18～H20年度）					
	平成21年3月	第4期荒川区高齢者プラン策定	3ヵ年計画（H21～H23年度）					
	平成24年3月	第5期荒川区高齢者プラン策定	3ヵ年計画（H24～H26年度）					
	平成27年3月	第6期荒川区高齢者プラン策定	3ヵ年計画（H27～H29年度）					
	平成30年3月	第7期荒川区高齢者プラン策定	3ヵ年計画（H30～H32年度）					
必要性	老人福祉法20条の8・介護保険法117条に基づき、策定する必要がある。							
実施方法	（ <input type="checkbox"/> 一部委託）（直営の場合 <input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 臨時職員） 平成28年度に実施した日常生活圏域ニーズ調査ほか各種調査の結果等を踏まえ、介護保険サービス量の推計、保険料の算定のための財政分析を行い、プランの方向性を検討、策定する。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度 見込み		目標値 (38年度)
	①	日常生活圏域ニーズ調査 (対象者数：人)		2,500				プラン策定の前年度に調査を実施 (介護保険課)
	②	“(有効回収数：人)”		1,721				”
③	“(有効回収率：%)”		68.6				”	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
30年度	31年度							
推進	推進	第7期荒川区高齢者プラン（平成30～32年度）を引き続き推進していく。						

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		—	0	4,287	0	0	4,584	—
決算額 (30年度は見込み)		0	0	4,270	0	0	4,408	—
実績の推移	事項名 (30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算・決算の内訳								
平成28年度 (決算)			平成29年度 (決算)			平成30年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
			委託料	策定支援委託	2,997			
				区報作成委託	676			
				新聞折込委託	407			
				声の区報作成委託	53			
				封入配布委託	256			
			一般需要費	消耗品費	18			

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目		28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費	0	0	0	行政収入	地方税		0	
	物件費		4,408			国庫支出金		0		
	維持補修費		0			都支出金		0		
	扶助費		0			分担金及び負担金		0		
	補助費等		0			使用料及び手数料		0		
	減価償却費		0			その他		0		
	不納欠損・貸倒引当金繰入額		0			行政収入合計(a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	0	0	0		行政収支差額(a)-(b)=(c)	0	▲4,408	0	
	その他行政費用		0			金融収支差額(d)		0		
	行政費用合計(b)	0	4,408	0		通常収支差額(c)+(d)=(e)	0	▲4,408	0	
	特別費用(g)		0			特別収入(f)		0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0		当期収支差額(e)+(h)	0	▲4,408	0	

備考

物件費は、高齢者プラン作成支援業務やあらかわ区報特集号の制作に要した委託料等である。

問題点・課題

○次期計画策定においても、的確な現状把握に基づいた精度の高い分析を行い、区民の理解を得られる計画を策定する必要がある。また、区民の意見を積極的に反映していく必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	関係各部課と調整・連携を図り、第7期プランを策定する。 区民の理解得られる計画を行う。	関係各部課と調整・連携を図り、また、パブリックコメントの実施結果等を踏まえ、第7期プランを策定した。	第7期プランを推進し、進行管理等を行う。 次期プラン策定に向けた準備を行う。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会要旨(質問状)	平成20年二定 高齢者実態調査について 平成22年二定 高齢者実態調査について 平成23年二定 高齢者プラン策定について (在宅介護の負担軽減策、介護予防の充実)

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-01-15	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事																								
事務事業名	区外法人立特別養護老人ホーム建設費補助	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	吉野																									
		担当者名	増田	内線	2618																									
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-07-01	区外法人立特別養護老人ホーム建設助成費																												
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業																									
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成	7年度と10年度	根拠	区外法人立特養建設助成の実施方法																										
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	27年度と29年度	法令等	区外法人立特養整備費補助要綱																										
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画																										
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市																											
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成																											
	施策	05	高齢者の住まいの確保																											
目的	社会福祉法人が区外に設置する特別養護老人ホームの整備費用の一部を助成することによって、その特別養護老人ホームに荒川区民の入所枠を確保し、高齢者福祉の向上を図る。																													
対象者等	荒川区外に設置された優良な特別養護老人ホームへの区民の入所について、区と協定を締結した社会福祉法人																													
内容	<p>特別養護老人ホームの整備に係る建設費及び備品整備費の総額から国及び都補助金額を差し引いた法人負担額を総ベッド数で除した補助単価に、荒川区の確保床数を乗じた額を補助する。当該補助の対象施設とは入所協定を締結し、これにより荒川区民の入所枠を確保する。</p> <p><第1回協定締結分>支払期間平成7～27年度、6法人6施設30床 補助総額 182,460,000円 ※27年度をもって分割補助は終了。ベット数は引続き確保するよう依頼している。</p> <p><第2回協定締結分>支払期間平成10～29年度 6法人6施設33床 補助総額 168,108,000円 29年度補助額 6,905,000円 ※29年度をもって分割補助は終了。ベット数は引続き確保するよう依頼している。</p>																													
経過	<p><第1回協定締結分></p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">①第二徳寿園（浄栄会）</td> <td style="width: 10%;">5床</td> <td style="width: 10%;">②ひらお苑（平尾会）</td> <td style="width: 10%;">5床</td> </tr> <tr> <td>③日の出ホーム（芳洋会）</td> <td>5床</td> <td>④草花苑（溪流会）</td> <td>5床</td> </tr> <tr> <td>⑤杜の園（七日会）</td> <td>5床</td> <td>⑥みずほ園（常盤会）</td> <td>5床</td> </tr> </table> <p><第2回協定締結分></p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">①すずうらホーム（清遊の家）</td> <td style="width: 10%;">3床</td> <td style="width: 10%;">②良友園（瑞仁会）</td> <td style="width: 10%;">8床</td> </tr> <tr> <td>③神明園（亀鶴会）</td> <td>5床</td> <td>④福楽園（豊生会）</td> <td>7床</td> </tr> <tr> <td>⑤越谷なごみの郷（エンゼル福祉会）</td> <td>5床</td> <td>⑥愛全園（同胞互助会）</td> <td>5床</td> </tr> </table> <p>※越谷なごみの郷（エンゼル福祉会）は平成25～29年度の補助金を辞退</p>						①第二徳寿園（浄栄会）	5床	②ひらお苑（平尾会）	5床	③日の出ホーム（芳洋会）	5床	④草花苑（溪流会）	5床	⑤杜の園（七日会）	5床	⑥みずほ園（常盤会）	5床	①すずうらホーム（清遊の家）	3床	②良友園（瑞仁会）	8床	③神明園（亀鶴会）	5床	④福楽園（豊生会）	7床	⑤越谷なごみの郷（エンゼル福祉会）	5床	⑥愛全園（同胞互助会）	5床
①第二徳寿園（浄栄会）	5床	②ひらお苑（平尾会）	5床																											
③日の出ホーム（芳洋会）	5床	④草花苑（溪流会）	5床																											
⑤杜の園（七日会）	5床	⑥みずほ園（常盤会）	5床																											
①すずうらホーム（清遊の家）	3床	②良友園（瑞仁会）	8床																											
③神明園（亀鶴会）	5床	④福楽園（豊生会）	7床																											
⑤越谷なごみの郷（エンゼル福祉会）	5床	⑥愛全園（同胞互助会）	5床																											
必要性	区内の特別養護老人ホームの入所待機者を減少させるために、区外の特別養護老人ホームにベッドを確保する必要がある。																													
実施方法	<p>（<input checked="" type="radio"/> 直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）</p> <p><第1回協定締結分>20年間の分割補助。平成27年度をもって終了。 <第2回協定締結分>20年間の分割補助。平成29年度をもって終了。</p>																													
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明																							
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み		目標値(38年度)																						
	①	区外特養新規入所者数（人）	14	10	16	10	10																							
	②	区外特養待機者数（人）	37	14	12	20	20																							
③																														
事務事業の分類		分類についての説明・意見等																												
30年度	31年度																													
休止・完了	休止・完了	平成29年度をもって、区外法人特別養護老人ホーム建設費補助金の支払期間が満了したため、「休止・完了」とする。																												

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		12,967	11,467	11,467	11,467	6,905	6,905	—
決算額 (30年度は見込み)		12,967	11,467	11,467	11,467	6,905	6,905	—
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名 (30年度は見込み)								
入所者数 (延べ人数)		86	92	84	82	81	96	—
確保ベッド数 (床)		63	63	63	63	63	63	—
予算・決算の内訳		平成28年度 (決算)		平成29年度 (決算)		平成30年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
負担金補助等	第2回締結分 H10~29年度	6,905	負担金補助等	第2回締結分 H10~29年度	6,905			

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	28年度	29年度	差額	28年度		29年度	差額		
行政費用	給与関係費	277	287	10	地方税	0	0	0	
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	92	30	▲ 62	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 7,274	▲ 7,222	52	
	その他行政費用	6,905	6,905	0	金融収支差額 (d)	0	0	0	
	行政費用合計 (b)	7,274	7,222	▲ 52	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 7,274	▲ 7,222	52	
特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0		
特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 7,274	▲ 7,222	52		

備考

その他の行政費用は、施設整備費の補助金であり、20年間の分割払いである。

問題点・課題

○ 本事業の、補助金の執行に関しては、平成29年度をもって終了した。建設当初に各施設と協定を結んだ区民の入所枠については、変わりなく継続するものであり、引き続き各施設の運営法人と良好な関係を築き、入所者が安心して暮らせる環境を維持していく必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	入所者が安心して暮らせるよう、法人との良好な関係を継続できるよう努める。	各法人とは入所調整を行っている高齢者福祉課が、緊密に連絡を取りあっており、良好な関係を築いている。	区民入所枠を引き続き確保していく。
②			
③			

他区の実況	(実施 18 区 未実施 4 区 不明 0 区)
	未実施は、千代田区、港区、足立区、江戸川区。
議会議決要旨	

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-01-16	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	養護老人ホーム建設費助成	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	吉野			
		担当者名	増田	内線	2618			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-10-01	養護老人ホーム建設助成費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成	13年度	根拠	老人福祉法第20条の4、荒川区法人立養護老人ホーム千寿苑整備費補助要綱				
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	32年度	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	05	高齢者の住まいの確保					
目的	社会福祉法人が区内に設置する養護老人ホームの整備費用の一部を助成することによって、その養護老人ホームに荒川区民の入所枠を確保し、高齢者福祉の向上を図る。							
対象者等	<p><助成対象> 荒川区内に養護老人ホーム「千寿苑」を設置した社会福祉法人有隣協会</p> <p><入所対象者>概ね65歳以上で身寄りがなく又はあっても家庭の事情で十分な養護を受けられない方、かつ身の回りのことを自分でできる低所得の高齢者。区で入所手続きを行う。</p>							
内容	<p>養護老人ホームの整備に係る建設費及び設備費の総額から国及び都補助金額を差し引いた法人負担額を補助対象ベッド数54床（総ベッド数60床－荒川区地元枠6床）で除した補助単価に、荒川区の確保床数11床を乗じた額を補助する。当該補助の対象施設とは入所協定を締結し、これにより荒川区民の入所枠を確保する。</p> <p><施設概要>（施設名称）養護老人ホーム千寿苑 （住所）荒川区南千住3-5-13（敷地面積）725.03㎡（述べ床面積）1704.52㎡ （構造）RC造 地下1階 地上4階（総ベッド数）60床（荒川区ベッド数）17床 （荒川区枠11床＋地元枠6床）（開設年月日）平成14年4月</p> <p><補助金額>（建設費総額）514,950千円（法人負担額）171,183千円（床単価）3,000千円 （補助金総額）33,000千円（3,000千円×11床）</p>							
経過	<p>平成11年8月 「社会福祉法人有隣協会」が、区内の簡易宿泊所跡地（南千住3丁目）を取得し、東京都山谷対策事業計画に沿った養護老人ホームの建設を計画した。</p> <p>平成12年1月 地元町会の同意が得られたため、有隣協会に区の建設同意意見書を交付した。</p> <p>平成12年7月 東京都福祉局から都補助金（国庫含む）の内示があり、山谷対策室から区補助額の全額が財調により措置されるとの内示があった。</p>							
必要性	養護老人ホームへ整備費の補助をし、区民の入所枠を確保することは必要なことである。							
実施方法	（ <input type="radio"/> 1直営 <input type="radio"/> ） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 平成13年度 一時金 5,680千円＋年賦金1,366千円＝7,046千円 平成14～32年度 年賦金1,366千円×19年＝25,954千円 合計 33,000千円							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み		目標値(38年度)
	①	入居者延べ人数	19	13	28	20	20	
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
30年度	31年度							
継続	継続	必要性は高く、支払完了となる平成32年度まで補助を継続する。						

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		1,366	1,366	1,366	1,366	1,366	1,366	1,366
決算額 (30年度は見込み)		1,366	1,366	1,366	1,366	1,366	1,366	1,366
実績の推移	事項名 (30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	確保ベッド数 (荒川区分措置者数(人))	17	17	17	17	17	17	17
予算・決算の内訳								
平成28年度 (決算)			平成29年度 (決算)			平成30年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
負担金補助等	平成13~32年度	1,366	負担金補助等	平成13~32年度	1,366	負担金補助等	平成13~32年度	1,366
	借入額×按分率÷20			借入額×按分率÷20			借入額×按分率÷20	
	136,600,000×2/10÷20			136,600,000×2/10÷20			136,600,000×2/10÷20	

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	28年度	29年度	差額	28年度		29年度	差額		
	給与関係費	277	287	10	地方税	0	0	0	
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	92	30	▲ 62	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,735	▲ 1,683	52	
	その他行政費用	1,366	1,366	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	1,735	1,683	▲ 52	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 1,735	▲ 1,683	52	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 1,735	▲ 1,683	52	

備考 その他の行政費用は、施設整備費の補助金であり、20年間の分割払いである。

- 問題点・課題
- 入所を所管する高齢者福祉課と細やかな連携を図る。
 - 福祉避難所としての運営について施設と協力を行っていく。
 - 身体状況から特別養護老人ホームへの入所が適当となった場合に、すみやかに特別養護老人ホームに移行できるよう支援するシステムが必要である。
 - 施設の老朽化に伴う修繕計画等の情報の共有化を図り、施設の状態を把握する必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	建設から15年が経過しており、計画的な修繕等について法人と連携を図る。	施設の状況を確認するなどの、情報交換を行った。	入所者が安心して生活ができるよう、法人と連携を図りながら支援を行っていく。
②	福祉避難所として必要な物品等の配備を計画的に行うとともに運営方法について情報共有を図る。	福祉避難所の災害備蓄用消耗品の入替を実施。	福祉避難所の速やかな開設等ができるよう、マニュアルに従った自主的な訓練が実施できるよう支援を行っていく。
③			

他区の実況	(実施 1 区 未実施 21 区 不明 0 区)
	台東区 (養護老人ホーム千寿苑に建設補助を行っている区)

議会議事録(要旨)

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-01-17	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事												
事務事業名	区立特別養護老人ホーム経営支援補助	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	吉野													
		担当者名	増田	内線	2618													
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-08-01	区立特別養護老人ホーム経営支援補助																
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業													
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成	20年度	根拠	荒川区立特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱														
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等															
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画														
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市															
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成															
	施策	05	高齢者の住まいの確保															
目的	区立特別養護老人ホームは介護報酬の見直し等により、介護職員の確保や施設運営が困難になっている。また、法人立特別養護老人ホームであれば「東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金」を受けることができるが、区立施設は補助対象外となっている。このため、区立特別養護老人ホームの運営等に要する経費の一部を助成することにより、高齢者福祉の向上に資するものとする。																	
対象者等	区立特別養護老人ホームの指定管理者（社会福祉法人）																	
内容	<p>1 交付対象経費及び算定基準（東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金制度を準用）</p> <p>(1) 基本分 327,000円（年額）※但し都制度の見直しを勘案し以下のとおり変更してきた。 平成22年度まで3,275,000円 ※23年度から毎年327,000円程度を減額 27年度1,637,000円 28年度1,310,000円 29年度 655,000円 30年度327,000円（予定）</p> <p>(2) 施設振興費 @2,700×入所定員×12か月 ※29年度は1/2減額 30年度から全額廃止</p> <p>(3) 小規模施設加算（定員50名～59名） @1,090,000×12か月</p> <p>(4) 補助率 1/2</p> <p>2 交付額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">29年度決算額</td> <td style="text-align: center;">30年度予算額</td> </tr> <tr> <td>(1) グリーンハイム荒川</td> <td style="text-align: right;">1,137,000円</td> <td style="text-align: right;">327,000円</td> </tr> <tr> <td>(2) サンハイム荒川</td> <td style="text-align: right;">7,321,000円</td> <td style="text-align: right;">6,867,000円</td> </tr> <tr> <td>(3) 花の木ハイム荒川</td> <td style="text-align: right;">7,272,000円</td> <td style="text-align: right;">6,867,000円</td> </tr> </table>							29年度決算額	30年度予算額	(1) グリーンハイム荒川	1,137,000円	327,000円	(2) サンハイム荒川	7,321,000円	6,867,000円	(3) 花の木ハイム荒川	7,272,000円	6,867,000円
	29年度決算額	30年度予算額																
(1) グリーンハイム荒川	1,137,000円	327,000円																
(2) サンハイム荒川	7,321,000円	6,867,000円																
(3) 花の木ハイム荒川	7,272,000円	6,867,000円																
経過	<p>14年度まで 区委託料で、区立施設として運営</p> <p>15年度 介護報酬は法人が受領し、維持管理費は区委託料として支出し、区立施設として運営</p> <p>16年度から 施設を無償貸与し、介護報酬等で法人が運営</p> <p>19年度 指定管理者制度を導入し、介護報酬等で法人が区立施設として運営</p> <p>20年度から 東京都が民設民営の特別養護老人ホームを対象に実施している補助制度を準用し、区立特別養護老人ホームに経営支援補助を開始</p> <p>29年度から 東京都要綱の施設振興費は、施設建設費資金借入金に対する返済の負担軽減を図る目的としているため、本要綱の補助対象経費項目を精査した結果、「施設振興費」を補助対象外とする。29年度は激減緩和措置のため1/2減額とする。</p> <p>30年度から 補助対象経費項目の「施設振興費」を全額廃止</p>																	
必要性	介護報酬の見直し等により施設運営が困難な状況となっており、法人立であれば都補助金を受けられるところ、区立施設であるため補助対象外となっている。これを補完し、安定的な運営を図るためにも、区独自の支援策の導入は必要である。																	
実施方法	<p>（<input type="radio"/> 直営 <input checked="" type="radio"/> ） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）</p> <p>年度当初に、補助交付申請書の提出を受け、決定し、補助を実施する。</p>																	
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明											
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み		目標値(38年度)										
	①	補助施設	3	3	3	3	3	補助施設実績										
	②																	
③																		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等																
30年度	31年度																	
継続	継続	特別養護老人ホームは、介護報酬改定や従事職員の処遇など課題が多い。区立特別養護老人ホームの安定的な運営のために、平成20年度から準用している東京都の補助制度を活用し、今後も補助を継続する。																

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		20,347	19,855	19,363	18,871	18,382	15,730	14,061
決算額(30年度は見込み)		20,347	19,855	19,363	18,871	18,382	15,730	14,061
実績の推移	事項名(30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	補助対象施設数(施設)	3	3	3	3	3	3	3
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
負担金補助等	区立特別養護老人ホーム経営支援補助金	18,382	負担金補助等	区立特別養護老人ホーム経営支援補助金	15,730	負担金補助等	区立特別養護老人ホーム経営支援補助金	14,061

行政コスト計算書	勘定科目	28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
	給与関係費	277	287	10	地方税	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	18,382	15,730	▲ 2,652	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	92	30	▲ 62	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 18,751	▲ 16,047	2,704
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	18,751	16,047	▲ 2,704	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 18,751	▲ 16,047	2,704
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 18,751	▲ 16,047	2,704

備考 平成29年度：補助費等は、経営支援補助金額であり、補助対象経費（基本分）において減額となる見直しがあったため、昨年対比減となる。

問題点・課題 ○ 効率的な施設運営等を目的として利用料金制で運営を行う指定管理者制度を導入しており、各施設の利用状況等を踏まえ、区立施設として安定的な経営を行っていくことが課題である。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金の補助金額に変更がある場合は、区の経営支援補助金額も見直す。	当該年度の東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金の補助金額にならぬ、区の経営支援補助金額を見直した。	東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金の補助金額に変更がある場合は、区の経営支援補助金額も見直す。
②	施設振興費を補助経費対象外とする。ただし29年度は激減緩和措置として、1/2減額とする。	施設振興費を補助経費対象外とし、29年度は激減緩和措置として、1/2減額補助とした。	施設振興費を補助対象外とし、30年度からは全額廃止予定である。
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
	本区は利用料金制であり、指定管理料や委託料を支出していない。他区においては指定管理料や委託料を支出している区もあり、区立施設の安定的な運営を担保している。
況(要旨)	議会質問状

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-01-18	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	特別養護老人ホームおまひ荘七高 齢者通所サービスセンター(SC)管 理運営費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	吉野			
		担当者名	増田	内線	2618			
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（30年度）	01-02-01	家族介護支援事業費（福祉推進課）						
	01-11-01	事業費						
	01-11-02	営繕費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成	6年度	根拠	老人福祉法、介護保険法、荒川区立特別養護老 人ホーム条例				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	05	高齢者の住まいの確保					
目的	(特養)家族とともに生活することが困難な介護を要する高齢者に対して、日常生活を営むために必要な介 護等を提供する。 (SC)在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようきめ細やかなサービスを実施す る。							
対象者 等	・(特養・SC)介護保険法で定める利用基準に該当する者 ・(特養)家庭で家族とともに生活することが困難な65歳以上の高齢者 ・(特養)寝たきり、認知症又は食事、排泄、寝起き等、日常生活の大半に介助が必要な高齢者							
内容	①(特養)生活指導、面接、身上調査、処遇計画の作成及び実施に関する事 ②(特養)要介護認定、その他日常生活を営む上で必要な行政手続きの代行に関する事 ③(特養)診療の補助、看護、保健衛生に関する事 ④(特養・SC)日常生活の上で必要な介護サービスの提供に関する事 ⑤(特養・SC)身体機能の維持向上のための機能訓練に関する事 ⑥(特養・SC)健康管理に関する事 ⑦(特養・SC)趣味・いきがい活動に関する事 ⑧(SC)自立した日常生活を送るために必要な日常動作訓練に関する事 ⑨(SC)送迎・入浴サービスの提供に関する事 ⑩(SC)利用者及びその家族からの相談受付、指導・助言に関する事							
経過	①全ての施設とも、開業時から運営の社会福祉法人へ委託。②12年度から、デイサービス及び機能訓練 については、介護保険制度上の「通所介護」として実施。ショートステイ事業を通所サービスセンター事 業から特養ホーム事業へ移管。さらに入所者の長期入院等により生じる空床を有効利用する「空床利用型の ショートステイ」を開始。③15年度から、介護報酬を委託法人が直接受領する方式に変更した。④16 年度から、特養とSC併設の3施設(グリーンハイム、花の木ハイム、サンハイム)は、施設を無償貸付。介 護保険外事業を区委託事項とし委託料を支払うこととした。 ⑤18年度から、SC単独の6施設(町屋、西日暮里、南千住中部、荒川東部、西尾久西部、東日暮里)は指定 管理者方式を導入した。⑥19年度から、特養とSC併設の3施設は、指定管理者方式を導入した。⑦28 年度に特養とSC併設の3施設の指定管理者公募選定を実施。⑧29年度から、サンハイムは、指定管理者 が変更。							
必要性	在宅生活の困難な介護度の重い高齢者にとって特別養護老人ホーム等の入所は必要不可欠である。ま た、在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようにするためには、機能訓練、趣味・ 生きがい活動等が実施できる通所介護施設は必要不可欠である。							
実施 方法	(一部委託) (直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員) [区委託事項] 防災備蓄、建築物等定期点検等、地域交流事業、ボランティア活動支援事業、多目的ホー ル管理費。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度 見込み		目標値 (38年度)
	①	区立特養利用率(%)	94.7	93.2	94.6	95.0	95.0	
	②	区立デイサービス(一般)利用率 (%)	77.9	73.0	71.9	75.0	75.0	
③	区立デイサービス(認知)利用率 (%)	27.6	25.9	32.4	30.0	50.0		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
30年度		31年度						
継続		継続 施設・設備の老朽化が進んでおり、大規模修繕を順次、計画的に進めて いく。						

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		175,450	130,853	103,866	114,160	101,428	57,331	66,675
決算額(30年度は見込み)		167,500	117,685	88,139	81,466	83,373	47,435	66,675
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名(30年度は見込み)								
区立特養定員		206	206	206	206	206	206	206
区立特養ショートステイ定員		28	28	28	28	28	28	28
区立ディサービス(一般)定員		335	335	335	335	335	335	335
区立ディサービス(認知)定員		56	56	44	44	32	32	32
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報償費	委員会報酬	267	報償費	委員会報酬	67	報償費	委員会報酬	790
需用費	委員会賄い費等	242	需用費	委員会賄い費等	2	役務費	公有地賃借料の不動産鑑定料	200
委託料	区委託事業(介護会計分)	1,051	委託料	区委託事業(介護会計分)	1,029	委託料	区委託事業(介護会計分含む)	22,204
委託料	区委託事業	17,151	委託料	区委託事業	20,814	使用料及び賃借料	AEDリース料	162
工事請負費	グリーンハイムナースクール改修等	51,785	工事請負費	花の木ハイムナースクール改修等	18,744	工事請負費	西尾久西部トイレリニューアル改修等	34,988
備品購入費	洗濯機・特殊浴槽等	12,165	備品購入費	食器消毒保管庫・入浴リフト	5,784	備品購入費	洗濯機・特殊浴槽等	7,230
その他	南千住中部防災センター一部負担金等	712	その他	南千住中部防災センター一部負担金等	995	その他	南千住中部防災センター一部負担金等	1,101

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	28年度	29年度	差額	28年度		29年度	差額		
行政費用	給与関係費	8,778	9,576	798	地方税	0	0	0	
	物件費	22,036	22,546	510	国庫支出金	934	519	▲415	
	維持補修費	724	0	▲724	都支出金	223	259	36	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	971	815	▲156	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	264,072	264,313	241	その他	248	132,513	132,265	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	1,405	133,291	131,886	
	賞与・退職給与引当金繰入額	2,903	999	▲1,904	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲298,079	▲164,958	133,121	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	▲4,717	▲2,839	1,878	
	行政費用合計(b)	299,484	298,249	▲1,235	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲302,796	▲167,797	134,999	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	77,493	77,493	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	77,493	77,493	当期収支差額(e)+(h)	▲302,796	▲90,304	212,492	

備考 平成29年度：【支出】物件費内訳として各施設への委託料21,843千円・備品購入費454千円・AED等249千円。補助費等内訳として委員会委員報酬67千円・負担金748千円。【収入】国庫、都支出金(家族介護者教室交付金)778千円、その他内訳として積立金返還金132,254千円・地域支援事業交付金259千円。

問題点・課題
 ○ 民間デイサービスとの競合により、区立デイサービスの利用率が伸び悩んでおり、利用率向上策を講じていく必要がある。
 ○ 福祉避難所の整備については、特別養護老人ホーム・在宅高齢者通所サービスセンターと連携しながら進めていく。
 ○ 施設の老朽化に伴い、今後、区立施設の大規模改修が必要となってくる。大規模改修を計画的に実施できるよう、その実施方法等について検討していく必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	通所介護(一般デイ・認知デイ)のあり方等についてさらなる検討を進める。	区立SCのあり方等について検討を進めてきた。	指定管理者の更新時期のため、区立SCのあり方について引き続き検討を進め、再編等に取組んでいく。
②	特別養護老人ホームサンハイム荒川については、指定管理者が変更となっており、安定的に運営がなされるよう支援していく。	特別養護老人ホームサンハイム荒川は、指定管理者が変更となったが、安定した運営が行われた。	区立特別養護老人ホームについては、引き続き安定した運営がなされるよう支援を行っていく。
③	区立高齢者施設の大規模改修のあり方について、具体的方策を検討していく。	特別養護老人ホームグリーンハイム荒川の改修の方法等について検討を行った。	区立高齢者施設の大規模改修のあり方について、具体的方策を検討していく。

他区の実況	(実施 12 区 未実施 10 区 不明 0 区)
実施の12区(区立の特別養護老人ホームを有する区)	(千代田区、中央区、港区、台東区、墨田区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、北区、板橋区)

況(要旨) 議会質問状

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-01-19	戦略プラン	<input checked="" type="radio"/> 協働 <input type="radio"/> 業務 <input type="radio"/> 財務 <input type="radio"/> 人事				
事務事業名	福祉避難所整備事業費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	吉野		
		担当者名	西田	内線	2618		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-18-01	福祉避難所整備事業費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）		<input type="radio"/> 建設事業 <input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成	25年度	根拠	災害対策基本法、荒川区地域防災計画			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等	荒川区避難所運営基準			
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	13	福祉の基盤整備				
目的	災害によって住居等が損壊や火災等のため使用できなくなった高齢者のうち、要介護度が高く、一次、二次避難所での生活が困難な避難者が避難するための福祉避難所を整備する。						
対象者等	[福祉避難所（高齢者）指定施設] ・各区立特別養護老人ホーム ・各区立在宅高齢者通所サービスセンター ・各法人立特別養護老人ホーム ・養護老人ホーム「千寿苑」 ・老人福祉センター 計15施設						
内容	荒川区地域防災計画に基づき、高齢者の福祉避難所として14施設（収容人数約600人）を整備していく。 平成25年度 各福祉避難所指定予定施設の指定管理者との間で「協定書」を締結 平成26年度 特別養護老人ホーム花の木ハイム荒川において福祉避難所設置準備訓練を実施 平成27年度 福祉避難所施設用マニュアルを策定。特別養護老人ホームサンハイム荒川にて訓練を実施 平成28年度 西尾久西部在宅高齢者通所サービスセンター（障害者施設併設）で訓練を実施 平成29年度以降 引き続き訓練を実施していくほか、福祉避難所の運営方法等の詳細について、充分検討の上、行動計画等を明文化していく。また、避難所運営に必要となる、災害備蓄物品（食料品・消耗品・備品）については引き続き順次配備していく。						
経過	平成24年 7月	福祉避難所指定予定施設	施設長会議				
	平成25年 3月	荒川区地域防災計画修正					
	平成25年12月	指定管理者との「協定書」締結					
	平成26年 6月	福祉避難所設置準備訓練の実施（特別養護老人ホーム花の木ハイム荒川）					
	平成27年 6月	福祉避難所マニュアル（施設版）策定					
	平成28年 2月	福祉避難所訓練の実施（特別養護老人ホームサンハイム荒川）					
	平成29年 1月	西尾久西部在宅高齢者通所サービスセンター・尾久生活実習所合同訓練（荒川区社会福祉協議会主催）					
	随 時	災害備蓄物品の配備					
必要性	平成24年4月に東京都防災会議が発表した「首都直下地震による東京の被害想定」からも、最大被害時における区内の避難者数は94,000人を超えると想定されており、中でも災害弱者となる高齢者の避難する福祉避難所の整備は急務となっている。						
実施方法	（ <input type="radio"/> 直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 平成25年度 指定管理者の協定締結、災害備蓄品の配備 平成26年度以降 訓練の実施、災害備蓄品の配備						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)	
	① 収容可能人員	600	600	600	600	600	
	②						
	③						
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
30年度	31年度						
継続	継続	東日本大震災や熊本地震などが発生し、首都直下地震も今後30年の間に70%の確率で発生するといわれており、災害時に高齢者等の災害弱者が避難する福祉避難所の整備・支援を継続的にこなっていく必要がある。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額			13,440	2,262	4,193	5,087	1,379	2,087
決算額 (30年度は見込み)			10,205	2,250	3,834	4,560	1,017	2,087
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名 (30年度は見込み)								
収容可能人員		0	600	600	600	600	600	600
予算・決算の内訳		平成28年度 (決算)		平成29年度 (決算)		平成30年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
需用費	防災備蓄品	4,560	需用費	防災備蓄品	941	需用費	防災備蓄品	2,087
			備品購入費	災害用エレベーターキャビネット	76			

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	28年度	29年度	差額		28年度	29年度	差額	
行政費用	給与関係費	4,158	3,352	▲ 806	地方税	0	0	0
	物件費	4,560	1,017	▲ 3,543	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	1,375	350	▲ 1,025	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 10,093	▲ 4,719	5,374
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	10,093	4,719	▲ 5,374	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 10,093	▲ 4,719	5,374
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 10,093	▲ 4,719	5,374

備考

平成29年度：物件費は1,017千円。その内訳として、災害用ミキサー食といった防災備蓄品等の消耗品購入費が941千円、災害用エレベーターキャビネットの備品購入費が76千円。

問題点・課題

○ 平成25年度より防災備蓄物品（備品、食料品等）の整備を続けてきており、他区と比較しても一定程度の備蓄が整ってきている。また、平成26年度以降、区が主体となって福祉避難所訓練を実施してきた経緯があり、近年では独自に訓練を開始した施設も見られ、指定施設における職員の意識向上も見られる。

○ 福祉避難所と災対本部との連絡体制の整備等について課題があるが、課題を解消すべく指定管理者等と随時、連携を図るとともに、防災無線の追加配備が事実上困難であることから、防災課と協議の上、代替案の検討を進めていく。また、施設内の連携強化のためのトランシーバーの導入等も併せて検討する。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	災害備蓄食料品については、消費期限を管理の上、適正に入替を実施していく。	災害備蓄食料品について、消費期限を管理の上、適正に入れ替えを実施した。	災害備蓄食料品について、適正管理の上、適宜入れ替えを実施していくとともに、保存期限のより長いものを選定していく。
②	各福祉避難所指定施設が自主的な訓練を実施できるよう、支援を継続していく。	各福祉避難所指定施設において、徐々にではあるが、自主的な訓練を実施する施設が出てきている。	各福祉避難所指定施設が自主的な訓練を繰り返し実施し、内容を充実できるよう支援を継続していく。
③	各福祉避難所指定施設との連絡体制の構築に努める。防災無線等の設備機器の配備を進めていく。	現状、防災無線の配備が困難であるため、代替手段の検討を進めている。また、トランシーバーの有益性について検討した。	防災無線配備の可能性とそれに代わる代替手段の検討を進めていく。

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会議事録(要旨)	

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-01-20	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事			
事務事業名	老人福祉センター管理運営	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	吉野				
		担当者名	増田	内線	2618				
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-01-01	老人福祉センター事務費							
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成	45年度	根拠	荒川区立荒川老人福祉センター条例・施行規則					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等						
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画					
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市						
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成						
	施策	01	高齢者の社会参加の促進						
目的	高齢者が、老人福祉センターにおける生活相談・健康相談・機能訓練や各種行事・講座・教室へ参加することで、住み慣れた地域の中で教養を高め、明るく豊かな高齢期を過ごすことができるようにする。								
対象者等	満60歳以上の方								
内容	<p>[名称及び住所] 荒川区立老人福祉センター 荒川区荒川1-34-6 [敷地面積] 777.68㎡</p> <p>[延床面積] 2,021.17㎡ [構造] 地下1階地上4階建</p> <p>[施設内容] 機能訓練室・相談室・いこい室・娯楽室・茶室・浴室・会議室等</p> <p>1 生活相談（介護・福祉・就労等、生活全般の相談） 2 健康審査・相談（嘱託医による問診・血圧測の健康審査） 3 機能訓練（脳卒中などによる後遺症や身体機能の低下が認められる要介護認定非該当の方を対象） 4 入浴サービス（各定員30名、午後1時～3時、火曜、水曜、土曜）</p> <p>5 各種行事（新春行事・文化祭行事・高齢者福祉週間行事・吟詠大会・荒川区高齢者芸能大会等）</p> <p>6 各種教室・定例事業（書道・墨絵・ヨガ・太極拳・フラダンス等・茶道・あみもの・英会話・華道・朗読・硬筆・詩吟・そろばん・体操・コーラス・俳句・公開講座等） 7 いこい室事業（お楽しみマージャン・カラオケ・手芸・民謡・踊り・各種大会等）</p> <p>8 介護予防事業（健康アップステーション・介護予防プログラムを実施）※高齢者福祉課にて経費負担</p>								
経過	<p>昭和45年12月 開設</p> <p>平成 6年12月 全面改築に合わせて荒川老人福祉センターと荒川東部在宅高齢者通所サービスセンターを併設した高齢者センターとして開設</p> <p>平成 7年 4月 荒川区社会福祉協議会に管理運営を委託</p> <p>平成28年10月 高齢者の介護予防や健康づくりの拠点としていくことを目指し、荒川老人福祉センターの介護予防事業を拡充</p>								
必要性	一人暮らし等に伴う孤独感の解消や介護予防の推進とともに、仲間づくり、生きがいの創出、社会参加の機会確保という観点からも、高齢者向けに各種相談・行事・講座・教室等を実施する施設が必要である。								
実施方法	<p>（3委託） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）</p> <p>社会福祉法人荒川区社会福祉協議会を指定管理者として荒川老人福祉センターの管理運営を委託する。</p>								
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明		
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み		目標値(38年度)	
	①	生活相談・健康審査・健康相談・機能訓練・入浴 (%)		21.7	19.6	19.2	20.0	20.0	総入館者数に対する事業等参加人数の割合
	②	各種行事・各種教室・介護予防(29～) (%)		39.0	38.6	38.4	39.0	40.0	総入館者数に対する事業等参加人数の割合
③	いこい室・会議室 (%)		52.8	50.9	51.0	52.0	53.0	総入館者数に対する事業等参加人数の割合	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等							
30年度		31年度							
重点的に推進	重点的に推進		高齢者が自発的に介護予防を実践できるよう、魅力ある事業の展開と介護予防の啓発を図る。						

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		62,320	70,706	123,368	64,644	97,465	66,304	67,879
決算額(30年度は見込み)		60,256	60,850	107,676	55,498	95,166	60,988	67,879
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名(30年度は見込み)								
生活相談・健康審査・健康相談延べ件数		6,500	5,543	4,772	6,312	5,691	5,589	6,000
機能訓練・入浴延べ人数		3,813	3,539	3,312	3,981	3,433	3,220	3,500
各種行事・各種教室・介護予防延べ人数		16,496	17,371	18,167	18,464	17,723	17,597	17,900
いこい室・会議室延べ人数		22,458	23,906	20,905	25,010	23,392	20,914	25,000
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
委託料	人件費	44,189	委託料	人件費	44,600	委託料	人件費	48,167
	管理費	12,261		管理費	10,982		管理費	13,597
	事業費	5,378		事業費	5,406		事業費	6,115
工事請負費	工事請負費	33,338						

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	28年度	29年度	差額		28年度	29年度	差額	
行政費用	給与関係費	4,620	4,788	168	地方税	0	0	0
	物件費	61,828	60,988	▲840	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	481	481	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	2	6	4
	減価償却費	17,353	18,253	900	その他	120	118	▲2
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	603	605	2
	賞与・退職給与引当金繰入額	1,528	499	▲1,029	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲84,726	▲83,923	803
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	85,329	84,528	▲801	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲84,726	▲83,923	803
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	84,221	84,221
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	84,221	84,221	当期収支差額(e)+(h)	▲84,726	298	85,024

備考

平成29年度：【支出】物件費は、指定管理料として60,988千円。物品等修繕費用の減少により昨年対比減となる。【収入】高齢社会対策補助金481千円、会議室使用料6千円、電位治療器・簡易公衆電話使用料118千円

問題点・課題

○ 年々入館者数が増えてきており、それぞれの年齢層にも適応する教室内容を検討する必要がある。
○ 各種教室については、利用状況等に即して内容の更新を行い、利用者の声を聞きながら取り組む。
○ 施設の老朽化が目立ってきている。各設備については「荒川区公共建築物中長期改修計画」に基づき、適切に改修する。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	介護予防事業に特化したプログラムを実施するとともに、高齢者福祉課と連携し、事業の整理、充実、強化に努めていく。	介護予防事業に特化した教室は、利用者から好評であったとともに、老人福祉センターの新規利用者を増やした。	指定管理者の更新時期となることから、高齢者福祉課と連携し事業の充実・強化に努めていく。
②	引き続き利用者のニーズを反映できる教室・講座を実施できるよう検討を行う。	新規の介護予防講座として、ウォーキング講座や、カラオケ体操講習会を実施し好評を得た。	それぞれの年齢層の利用者のニーズに反映できる教室・講座を実施できるよう検討する。
③	「中長期改修計画」に基づいた、大規模修繕について、その実施方法の検討を行っていく。	3階の利用者用いこい室について、リニューアル改修等の検討を行ったが、実施には至ってないため再度検討していく必要がある。	「中長期改修計画」に基づいた、大規模修繕について、引き続き実施方法の検討を行っていく。
他区の実況	(実施 17 区 未実施 5 区 不明 0 区)		
実施の実況	実施の17区(老人福祉センターがある区) (港区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区)		
議会(要旨)状況			

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-01-21	戦略プラン	<input checked="" type="checkbox"/> 協働	<input type="checkbox"/> 業務	<input type="checkbox"/> 財務	<input type="checkbox"/> 人事		
事務事業名	都市型軽費老人ホーム整備促進事業	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	吉野			
		担当者名	西田	内線	2618			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-20-01	都市型軽費老人ホーム整備促進事業						
事務事業の種類	<input type="checkbox"/> 新規事業（ <input type="checkbox"/> 30年度 <input type="checkbox"/> 29年度）		<input type="checkbox"/> 建設事業		<input checked="" type="checkbox"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成	22年度	根拠	老人福祉法				
終期設定	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	年度	法令等					
実施基準	<input checked="" type="checkbox"/> 法令基準内 <input checked="" type="checkbox"/> 都基準内 <input type="checkbox"/> 区独自基準		計画区分	<input type="checkbox"/> 計画 <input checked="" type="checkbox"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	05	高齢者の住まいの確保					
目的	低所得の高齢者が、住み慣れた地域で安心・安全に暮らし続けることができるよう、国及び都の補助制度を活用し、民間事業者による都市型軽費老人ホームの整備を促進する。							
対象者等	荒川区都市型軽費老人ホーム整備費補助要綱に定める、都市型軽費老人ホームを整備しようとする事業者を対象とし、区は都及び国の補助金（10/10）を活用し、施設を整備する事業者もしくはオーナーに整備費を補助する。							
内容	① 入所対象者 身体機能の低下等により、自立した日常生活に不安があり、家族等の援助を受けることが困難な、60歳以上の高齢者。（詳細基準は指針に定める） ② 施設概要 定員20人以下。 個室面積 7.43㎡以上。 必須設備 食堂、浴室等。 人員配置 施設長、相談員（兼務可）。 ③ 利用料金 月12万円程度（生活保護受給者が利用可能な程度）。 ④ 設置可能地域 23区、武蔵野市、三鷹市の一部。 ⑤ 整備費補助額 創設型 4,000千円×定員数 改修型 2,800千円×定員数							
経過	① 平成22年4月 厚生労働省省令改正により都市型軽費老人ホームが設置可能となる。 ② 平成22年6月 従来の国の補助に加え、都の整備費補助制度が開始。 ③ 平成22年11月 荒川区都市型軽費老人ホーム整備費補助要綱制定 ④ 平成29年7月 荒川区都市型軽費老人ホーム整備費補助要綱を一部改正 （区の整備実績） 平成23年度 「ほくと西尾久虹の家」（定員9人）を開設。 平成24年度 「くつろぎの家」（定員10人）、「ケアハウス町屋」（定員20人）を開設。 平成25年度 「はなまるハウス南千住」（定員20人）、「ケアハウス西尾久」（定員20人）開設。							
必要性	低所得の高齢者が、住み慣れた地域で安心・安全に暮らせる施設整備の必要性は高い。							
実施方法	（ <input type="checkbox"/> 1直営 <input type="checkbox"/> ） （直営の場合 <input checked="" type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 臨時職員） 施設の建設及び運営は民間事業者等が行う。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み		目標値(38年度)
	①	施設数	5	5	5	5	6	
	②	定員数	79	79	79	79	99	
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
30年度		31年度						
継続		継続						
低所得の高齢者が、住み慣れた地域で安心・安全に暮らし続けることが出来るよう、入所施設の整備を推進していく。								

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
予算額							—	80,000	
決算額 (30年度は見込み)							—	80,000	
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
事項名 (30年度は見込み)									
施設数		3	5	5	5	5	5	5	
定員数 (人)		39	79	79	79	79	79	79	
予算・決算の内訳		平成28年度 (決算)			平成29年度 (決算)			平成30年度 (予算)	
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	
						負担金	建設事業補助金	8,000	

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目		
	28年度	29年度	差額		28年度	29年度	差額
	給与関係費		0	地方税			
	物件費			国庫支出金			
	維持補修費			都支出金			
	扶助費			分担金及び負担金			
	補助費等			使用料及び手数料			
	減価償却費			その他			
	不納欠損・貸倒引当金繰入額			行政収入合計 (a)	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	0		行政収支差額 (a)-(b)=(c)	0	0	
	その他行政費用			金融収支差額 (d)			
	行政費用合計 (b)	0	0	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	0	0	
	特別費用 (g)			特別収入 (f)			
	特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	0	0	

備考

新規シートのため、財務諸表が空欄となっている。

問題点・課題

- ① 地域の特徴や高齢者人口の動向、必要な整備数などを考慮して、バランスのとれた整備がなされるよう配慮する必要がある。
- ② 当該施設は、見守りを必要とする高齢者が入居するが、一方で介護施設ではないため、ある程度の自立性が求められる。入居者の身体状況が重度化した際に住みつづけることは困難であり、速やかに適切な介護施設への入居へ繋げられるシステムの構築が必要である。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	高齢者人口の動向等を注視し、現行施設の利用状況等も考慮した上で、今後の整備を計画していく必要がある。	高齢者人口の動向等を注視し、現行施設の利用状況等も考慮した上で、平成30年度以降について、当面1施設の整備を計画することとし	計画されている1施設について、平成31年度の開設を目指し整備を進めていく。
②	当該施設は、その補助制度や利用料金から、高い利用率の維持が安定的運営に必須であり、区として必要に応じ支援する必要がある。	平成29年度時点において、既存の5施設は、いずれも高い利用率を維持している。	新規設置される施設を含め、利用率等を注視し、高齢者福祉課と連携の上、必要な支援（広報等）を実施していく。
③			

他区の実況	(実施 16 区 未実施 6 区 不明 0 区)
	未実施区 港区・文京区・台東区・品川区・葛飾区・中央区
議会議決要旨	